

伊予市国民保護計画

平成26年3月変更

伊 予 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
第1 目的	2
1 目的	2
2 対象	2
第2 武力攻撃事態対処法制	2
第3 市の責務、計画の位置づけ及び構成	4
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	4
2 市国民保護計画の構成	5
3 市国民保護計画の見直し及び変更手続	5
4 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請	5
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
1 基本的人権の尊重	6
2 国民の権利利益の迅速な救済	6
3 国民に対する情報提供	6
4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	6
5 国民の協力	6
6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	6
7 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施	7
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	7
9 市地域防災計画等の活用	7
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1 関係機関の事務又は業務の大綱	9
2 関係機関の連絡先	13
第4章 市の地域特性	14
1 地 形	14
2 気 象	14
3 人口	15
4 道路、鉄道、空港、港湾等の位置等	16
5 自衛隊施設等	17
6 原子力発電所	17

第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
第1章	武力攻撃事態	18
1	事態想定	18
2	各事態類型の特徴と留意点	18
第2章	緊急処理事態	21
1	事態想定	21
2	各事態例と主な被害	21
第3章	NBC兵器による攻撃	23
1	核兵器等を用いた攻撃	23
2	生物兵器を用いた攻撃	24
3	化学兵器を用いた攻撃	24
第2編	平素からの備えや予防	27
第1章	組織・体制の整備等	28
第1章	市における組織・体制の整備	28
1	市の各部局における平素の業務	28
2	市職員の参集基準等	28
3	消防機関の体制	30
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	30
第2章	関係機関との連携体制の整備	32
1	基本的考え方	32
2	県との連携	32
3	他の市町との連携	33
4	指定公共機関、指定地方公共機関等との連携	33
5	ボランティア団体等に対する支援	33
第3章	通信の確保	34
1	通信の確保	34
2	非常通信体制の整備	34
3	非常通信体制の確保に当たっての留意事項	34
第4章	情報収集・提供のための体制の整備	35
1	基本的考え方	35
2	警報等の伝達に必要な準備	36
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	39
第5章	医療救護体制の整備	40
第6章	研修及び訓練	41
1	研修	41

2	訓練	42
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	43
1	避難に関する基本的事項	43
2	救援に関する基本的事項	44
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	44
4	避難施設の指定等	45
第3章	避難行動要支援者の避難行動支援に関する平素からの備え	46
1	避難行動要支援者の実態把握	46
2	緊急連絡や避難のための体制整備	46
3	国民保護に関する啓発	46
4	避難行動要支援者の避難誘導	46
第4章	生活関連等施設の把握等	48
1	生活関連施設の把握等	48
2	生活関連施設の安全確保	49
第5章	物資及び資材の備蓄・整備	50
1	市における物資及び資材の備蓄・整備	50
2	県・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達	50
3	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	50
第6章	国民保護に関する啓発	52
1	国民保護に関する啓発	52
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	52

第3編 武力攻撃事態等への対処 55

第1章	迅速な初動体制の確立及び初動措置	56
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	56
2	市対策本部への移行に要する調整	59
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	60
第2章	市対策本部の設置等	61
1	市対策本部の設置	61
2	通信の確保	70
第3章	関係機関相互の連携	72
1	国及び県の対策本部との連携	72
2	知事、指定行政機関、指定地方行政機関の長等への措置要請	72
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	73
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	74
5	指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対する職員の派遣要請	74

6	市の行う応援等	75
7	ボランティア団体等に対する支援等	76
8	住民への協力要請	76
第4章	警報、避難の指示等	77
第1	警報及び緊急通報	77
1	警報の内容の伝達等	77
2	緊急通報の伝達等	80
第2	避難の指示等	82
1	避難の指示の通知・伝達	82
2	避難実施要領の作成	83
3	避難住民の誘導等	85
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた避難	90
第5章	救 援	93
1	救援の実施	93
2	救援の内容	95
第6章	安否情報の収集及び提供	103
1	安否情報の収集	103
2	知事に対する安否情報の報告	105
3	安否情報の照会に対する回答	105
4	日本赤十字社に対する協力	106
第7章	武力攻撃災害への対処	107
第1	関係機関の役割	107
1	国の役割	107
2	県の役割	107
3	市・消防の役割	107
第2	武力攻撃災害への対処	108
1	基本的考え方	108
2	武力攻撃災害の兆候の通知	109
第3	応急措置等	109
1	退避の指示	109
2	警戒区域の設定	111
3	応急公用負担等	112
4	消防に関する措置等	113
第4	生活関連等施設における災害への対処等	115
1	生活関連等施設の安全確保	115
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	118
第5	NBC攻撃災害への対処等	120
1	NBC攻撃による災害への対処	120

2	汚染原因に応じた対応	120
3	汚染拡大防止措置の実施	121
第8章	被災情報の収集・報告	123
第9章	保健衛生の確保その他の措置	125
1	保健衛生及び福祉サービスの確保	125
2	廃棄物の処理	127
第10章	国民生活の安定に関する措置	130
1	生活関連物資等の価格安定	130
2	避難住民等の生活安定等	130
3	生活基盤等の確保	130
第11章	特殊標章等の交付及び管理	131
1	意義	131
2	内容	131
3	特殊標章等の交付及び管理	132
4	特殊標章等に係る普及啓発	133

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処 135

第1章	基本的考え方	136
1	原子力災害対策重点区域	136
2	武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方	137
第2章	平素からの備えや予防	138
1	愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会への参画	138
2	武力攻撃原子力災害における緊急時モニタリング体制の強化	138
3	武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等	138
4	武力攻撃原子力災害に備えた啓発等	138
5	要員の安全確保に必要な資機材の整備	139
第3章	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	140
1	放射性物質等の放出等の通報等	140
2	現地対策本部への派遣	140
3	原子炉の運転停止等の要請	140
4	武力攻撃原子力災害の公示の通知	141
第4章	武力攻撃原子力災害への対処等	142
1	放射性物質等の放出等に係る応急措置等	142
2	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	143
3	武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達	143
4	武力攻撃原子力災害発生時の対処	143

5	事後対策の実施	145
第5編	復旧等	147
第1章	応急復旧	148
1	基本的考え方	148
2	公共的施設の応急の復旧	148
3	輸送の確保に関する応急の復旧等	149
第2章	武力攻撃災害の復旧	150
1	国における所要の法制の整備	150
2	所要の法制が整備されるまでの復旧	150
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	151
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	151
2	損失補償及び損害補償	151
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	151
第6編	緊急処理事態への対処	153
第1章	対象とする緊急処理事態への対処	154
1	基本的事項	154
2	緊急処理事態対策本部	154
3	緊急対処保護措置の実施	154

資料編

第1編 総論

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	8
	第4章 市の地域特性等	14
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	18
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報、避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集及び提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1 目的

1 目的

この計画は、市域において、武力攻撃等から住民等の生命、身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 対象

この計画は、住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、市域を越えて避難してきた者も保護の対象とする。

また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

第2 武力攻撃事態対処法制

1 武力攻撃事態対処法と関連法制

平成15年6月、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めた有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）」が成立し施行された。

これに伴い、武力攻撃事態等の対処に当たって、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を適切かつ効果的に実施することを目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）」をはじめとする関連法制が整備された。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、同条約追加議定書、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における日米物品役務相互提供協定がある。

《武力攻撃事態等への対処に関する法制》

武力攻撃事態対処法
武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定

事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って
以下のような関連法制が整備

改正自衛隊法
防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化
知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる

改正安全保障会議設置法
武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申

国民の保護のための法制

国民保護法
住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定

米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制

米軍行動関連措置法
米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定
地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力

改正自衛隊法
災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設

海上輸送規制法
海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施

日米物品役務相互提供協定（ACSA）を改定
分野：共同訓練、PKO等、周辺事態以外に、武力攻撃事態等、国際貢献・大規模災害を追加
内容：食料、燃料、通信設備など以外に弾薬を追加

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

特定公共施設利用法
特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定

捕虜の取扱いに関する法制

捕虜取扱い法
捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定

国際人道法であるジュネーヴ条約の追加議定書を締結
ジュネーヴ四条約（1949）
国家間の武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の人道的待遇、非人道的行為の処罰等について規定（締結済）
第一・第二追加議定書（1977）
第二次世界大戦後の武力紛争の多様化に対応して諸条約を補完・拡充

武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制

国際人道法違反処罰法
ジュネーヴ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備

第3 市の責務、計画の位置づけ及び構成

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めるものとする。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）」及び「愛媛県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）」を踏まえ、「伊予市（以下「市」という。）の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）」に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成するものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項及び第178条第1項に規定する次の事項について定めるものとする。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

キ ア～カに掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第5編 復旧等

第6編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し及び変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行うものとする。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、伊予市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）」で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

資料1-1：伊予市国民保護協議会条例

4 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、知事並びに指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めるものとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、迅速に処理するよう努めるものとする。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時にかつ、適切な方法で提供するものとする。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努めるものとする。

5 国民の協力

国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、国民に対し、必要な援助について協力を要請するとともに、消防団及び自主防災組織の充実・活性化やボランティアへの支援に努めるものとする。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮す

るものとする。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意するものとする。

7 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 市地域防災計画等の活用

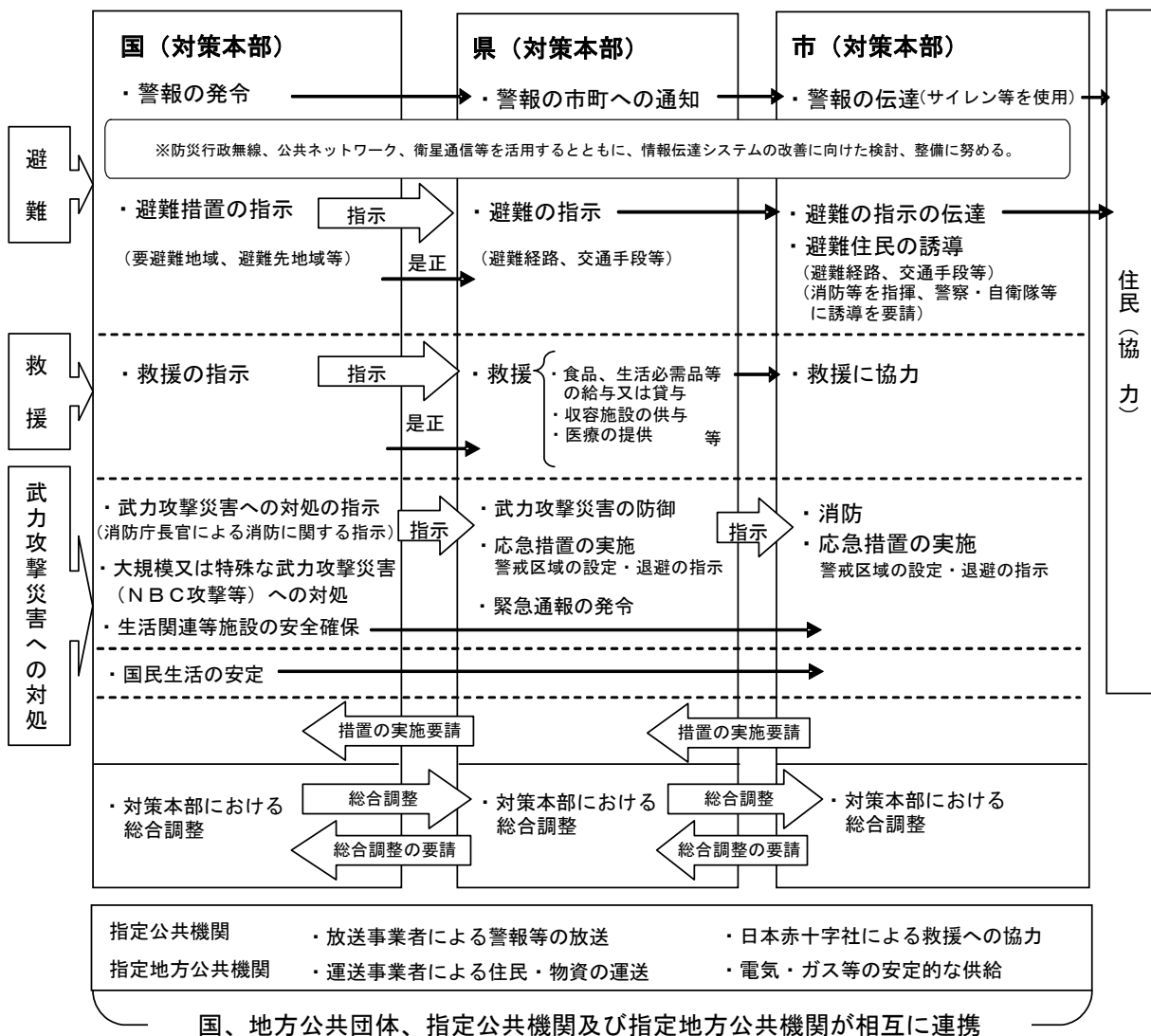
武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、市の地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取り組みを活用するよう努めるものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、同措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握し、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり把握しておくものとする。

なお、国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

《国民の保護に関する措置の仕組み》



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理するものとする。

(1) 市

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急事態連絡室の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 消防機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
伊予消防等事務組合消防本部 (伊予消防署) 伊予市消防団	1 消防活動に関する措置 2 住民の避難誘導、救助、救急等

(3) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県警察本部	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導
-------	---

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所有財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 （松山財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関（松山税関支署）	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 （四国厚生支局）	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 （松山地域センター）	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 （愛媛森林管理署）	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業等事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小事業の振興
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、 大洲河川国道事務所、 松山港湾・空港整備事務所、 山鳥坂ダム工事事務所、 野村ダム管理所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区気象台 (松山地方気象台)	1 気象状況の把握及び気象情報の提供
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(5) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊(中部方面総監)、 海上自衛隊(呉地方総監部)、 航空自衛隊(西部航空方面隊)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

(6) 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、 愛媛医療センター)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (愛媛県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部)、 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (愛媛支店)、 株式会社NTTドコモ四国 (四国支社愛媛支店)、 KDDI株式会社 (四国総支社)、 ソフトバンクモバイル株式会社 (四国技術部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 (松山支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
日本航空株式会社、 全日本空輸株式会社 (松山支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
日本通運株式会社(松山支店)、 ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)、 佐川急便株式会社(四国支社松山店)、 四国西濃運輸株式会社(松山支店)、 四国福山通運株式会社(松山東支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会、 一般社団法人愛媛県トラック協会、 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会、 一般社団法人愛媛県薬剤師会、 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社、 株式会社テレビ愛媛、 株式会社あいテレビ、 株式会社愛媛朝日テレビ、 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は以下の各資料に示すとおりである。なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部が設置された時点で通知される。

また国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）及び県支部（主な出先機関）の連絡先については、市国民保護計画とは別に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

資料1-2：指定地方行政機関

資料1-3：指定地方公共機関

資料1-4：主な市の出先機関

資料1-5：消防機関

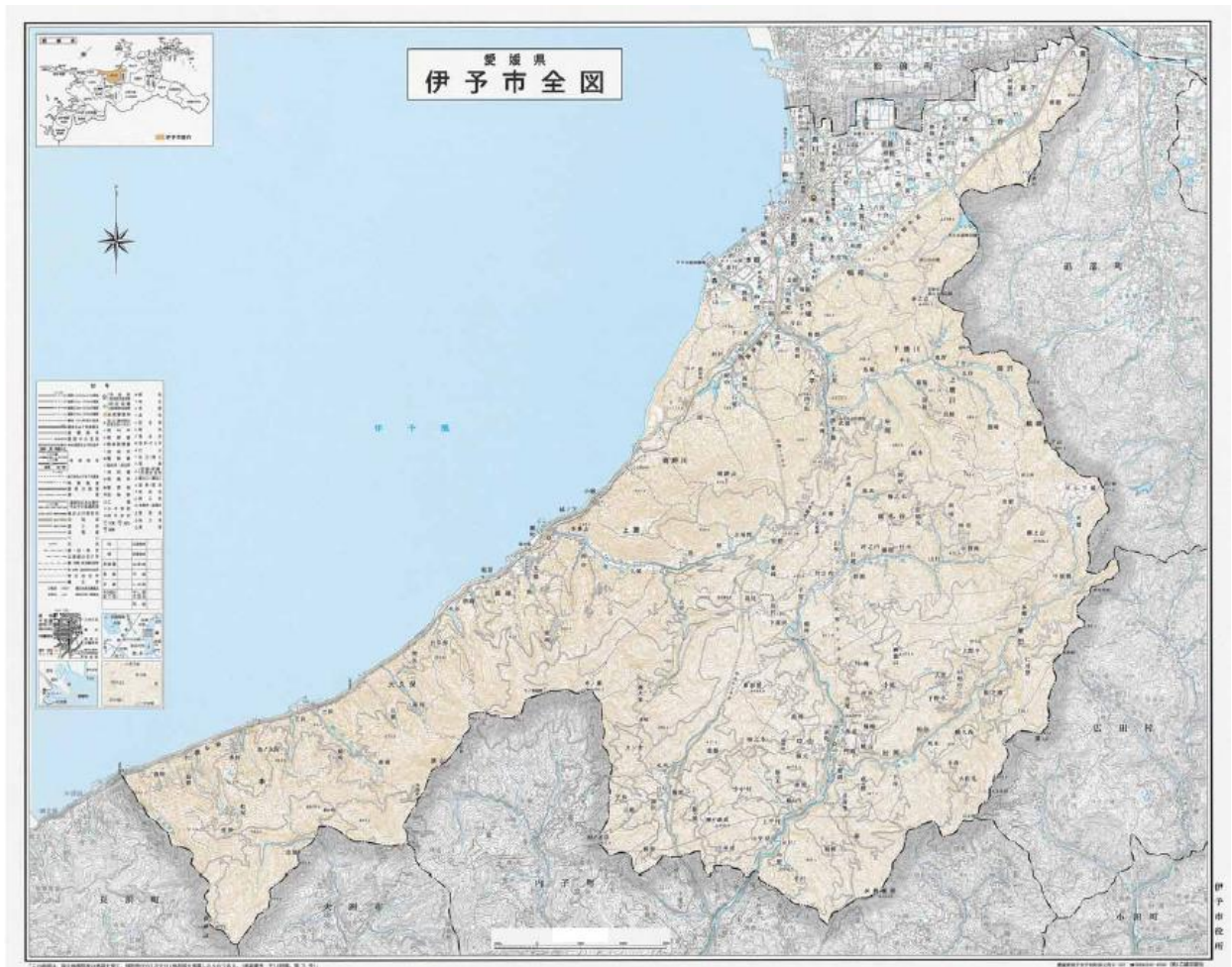
資料1-6：警察機関

第4章 市の地域特性

1 地形

本市は、愛媛県のほぼ中央、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面している。市域は、東西に23km、南北に21kmの広がりを持ち、面積は、194.47km²となっている。

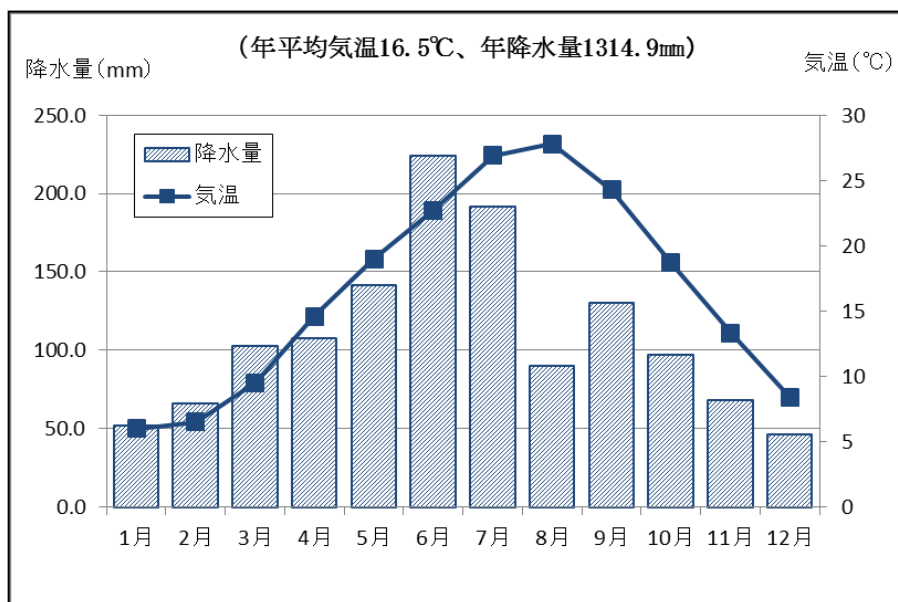
北部は、道後平野の南端を占める平地で、南部は、中央構造線以北のなだらかな山々と、中央構造線以南の標高900m前後の急峻な山地となっている。



2 気象

気候は、瀬戸内海式気候で、四季を通じて一般に温暖で晴天の日が多く、雨量は年間1,300mm程度で、全国平均1,718mmに比べて少ない。気温は、最近の年間最高平均気温が20.8℃、最低平均気温が12.5℃で、平均気温16.5℃と一年を通じて寒暖の差が少なく過ごしやすいところである。

《松山地方気象台における各月平均気温及び降水量》

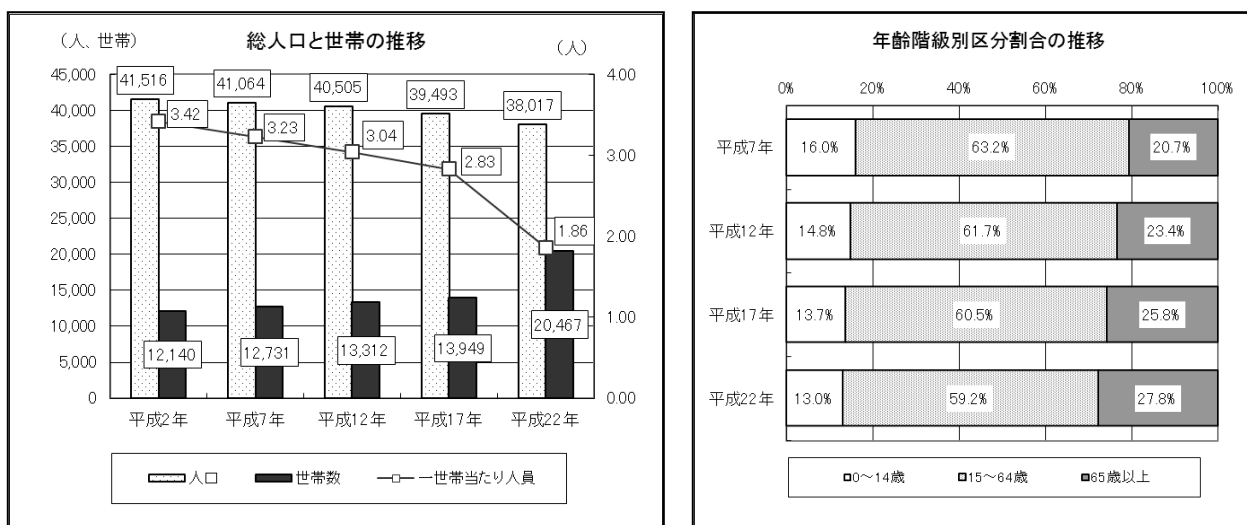


資料：気象庁

3 人口

本市の人口は、昭和25年以降わずかず減少し、昭和50年から55年にかけて一旦増加したものの、55年から再び減少に転じており、平成22年国勢調査結果では、総人口38,017人となっている。平成17年4月の市町村合併以前の旧伊予市、旧伊予郡中山町、同双海町で比較すると、旧伊予市では昭和55年～平成12年が人口増加基調にあったが、平成12年から減少に転じている。これに対して、旧中山町、旧双海町では人口減少が続いている。

《人口の推移》



資料：国勢調査

4 道路、鉄道、空港、港湾等の位置等

(1) 幹線道路

本市の基幹道路は、四国縦貫自動車道、国道56号、国道378号である。平成24年4月1日現在の国道、県道、市道を合わせた道路改良率は58.0%で、県平均の55.2%及び全国平均の55.8%を上回っているものの、継続して改良が必要な路線もあり、関係機関と連携して整備を推進する必要がある。

また、道路密度については、市域全体では3.8km/km²で県平均の3.1km/km²を上回っており、特に都市部を含む伊予地区で5.0km/km²と数値が高いが、山間地の多い中山地区(3.0km/km²)、双海地区(3.5km/km²)の数値は高くない。

高速道路は、四国縦貫自動車道が市内を南北に縦貫して松山市から宇和島市方面に伸びており、市内北部に伊予インターチェンジがある。

国道については、国道56号が松山市から本市を通過して県内を南に縦断して高知県西部に至っているほか、国道378号が国道56号から本市内で分岐して海岸部を西に伸び、八幡浜市を南下して西予市で国道56号に合流している。

(2) 鉄道、空港、港湾等

本市内の鉄道としては、JR予讃線及び伊予鉄道郡中線が通っている。

高松市から松山市を経て宇和島市に至るJR予讃線は、本市の向井原駅で、海岸部を通過して肱川沿いに南西に大洲駅に至る旧線と、南下して山地を縦貫して内子町経由で大洲駅に接続する新線に分かれている。

伊予鉄道郡中線は本市の市街地を通過して郡中港駅と松山都心の松山市駅を結んでいる。

空港は、本市から約6km北の松山市臨海部に松山空港があり、東京、大阪等の全国主要都市へのジェット便が就航している。

港湾は、本市北部の中心市街地に接して地方港湾伊予港があり、中小型船が利用している。

漁港は、本市の市街地から南部にかけて、森漁港、上灘漁港、豊田漁港がある。

[道路等の交通網の状況]



5 自衛隊施設等

自衛隊施設は、松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第一四旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第一四特科隊等が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が、松山市三番町に所在する。

6 原子力発電所

県西部の佐田岬半島に位置する西宇和郡伊方町に、四国電力伊方発電所が立地している。伊方発電所は、1号機、2号機、3号機の原子炉から構成され、原子炉の電気出力は、それぞれ566kW、566kW、890kWとなっており、四国で消費される電力の約40%を賄っている。

資料1-7：伊方発電所に関する資料

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後20年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展のほか、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

市国民保護計画においては、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態を基に、現下の国際情勢や県の地理的、社会的特性を踏まえ、県内で起こりうる事態として、特に、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃及び大規模テロなどに留意し、それぞれの事態に応じた国民保護措置を実施するものとする。

なお、事態の想定については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関との緊密な連携の下に、さらに研究を進め、市国民保護計画に反映するものとする。

第1 武力攻撃事態

1 事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

国の基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されている。

- i 着上陸侵攻
- ii 弾道ミサイル攻撃
- iii ゲリラや特殊部隊による攻撃
- iv 航空攻撃

2 各事態類型の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本県の地理的条件などから、本市に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。

また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有している。

ア 攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難である。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、NBC〔Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）兵器〕弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

ウ 被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

エ 事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

オ 避難・救援・災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や地下施設など屋内に避難させ、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難させる必要がある。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。本県の場合は、小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態と類似するものとして扱うこととする。

ア 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

イ 想定される主な被害

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

ウ 被害の範囲、期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがある。

エ 事態の予測・察知

攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

オ 避難・救援・災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全確保の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要がある。

また、攻撃当初においては、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことも想定されることから、平素から、住民に緊急時いかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じる必要がある。

(4) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内海沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ、反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

従って、本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

ア 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得る。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

ウ 被害の範囲、期間

攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

エ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

オ 避難・救援・災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に実施する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

第2 緊急処理事態

1 事態想定

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。基本指針においては、緊急処理事態として、次に掲げる4事態例が示されている。

なお、緊急処理事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

<攻撃対象施設等による分類>

- i 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ii 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<攻撃手段による分類>

- iii 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- iv 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各事態例と主な被害

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

- (ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- (イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が

被災し、社会経済活動に支障が生じる。

ウ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

エ 池等の破壊

下流に及ぼす被害は、多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、列車等の爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾）等の爆発による放射能の拡散

(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(ウ) 小型核爆弾の特徴については、核兵器（第1編第5章第3節参照）の特徴と同様である。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(ア) 生物剤の特徴については、生物兵器（第1編第5章第3節参照）の特徴と同様である。

(イ) 毒素の特徴については、化学兵器（第1編第5章第3節参照）の特徴と類似している。

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第3 NBC兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急処理事態においても、NBC兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

1 核兵器等を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は①核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や③中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ ①（熱線、爆風など）及び③（中性子誘導放射能）は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらすが、②（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく）による、放射線障害などの被害をもたらす。

(2) 避難・救援・災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くへ避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応す

る必要がある。

また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

2 生物兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(2) 避難・救援・災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をほうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

(2) 避難・救援・災害対処に係る留意点

- ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。
- イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講じるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。
- ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	
	第4章 市の地域特性等	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	28
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	43
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	46
	第4章 生活関連等施設の把握等	48
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備	50
	第6章 国民保護に関する啓発	52
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報、避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集及び提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、各部課室における平素の業務及び職員の参集基準等について定めるものとする。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、平素の事務分担を定めるものとする。

資料2-1：市の各部局における平素の主な業務

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、迅速かつ的確に初動対応を行うため、武力攻撃事態等の対処に必要な職員を迅速に確保できる体制を整備するものとする。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、国及び県からの警報や避難措置の指示の的確な受信や市長及び国民保護担当職員への伝達・連絡などに24時間即応できる体制を整備するものとする。

このため、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して伊予消防署に事務を委ね、初動の連絡情報を受領次第、速やかに対応体制をとれるよう、担当職員が登庁後は伊予消防署から引き継ぎ、国民保護措置を実施するよう検討するものとする。この場合、伊予消防署は、特に市長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より市と伊予消防署との連携を密にし、市の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施し、また、伊予消防署から住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を伊予消防署に設置するものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準

市は、事態の推移に応じて適切な措置を講じるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定めるものとする。

職員参集基準表

体制	参集基準
ア 担当課体制	総務部危機管理課、総務企画課（以下「国民保護担当職員」という。）が参集する。
イ 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じた職員の参集とし、事態の状況を踏まえてその都度判断する。
ウ 市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集する。

事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	イ	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	イ
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	ウ	

(4) 職員への連絡手段の確保

市職員は、武力攻撃事態等の発生時に迅速に参集できるよう、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するものとする。

なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替参集職員として指名するものとする。

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の市対策本部長である市長に事故があった場合や不在の場合には、副市長、教育長、総務部長、危機管理課長の順で国民保護措置の指揮をとるものとする。

(6) 参集職員の服務基準

参集した職員の行うべき所掌事務を別途定めるものとする。

(7) 交代要員等の確保

市対策本部を設置した場合、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう以下の項目について定めるものとする。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保
- オ 対策本部の予備施設の指定

3 消防機関の体制

(1) 伊予消防署における体制

伊予消防署においては、市における参集基準等と同様に、伊予消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、伊予消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における伊予消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

また、市は、県と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促すものとする。

さらに、市は、伊予消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めるものとする。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の迅速な処理及び住民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定めるものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応するものとする。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項目	救済内容	担当課
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (国民保護法第81条第2項)	総務企画課 関係課
	特定物資の保管命令に関する事 (国民保護法第81条第3項)	総務企画課 関係課
	土地等の使用に関する事 (国民保護法第82条)	都市住宅課
	応急公用負担に関する事 (国民保護法第113条第3項)	財務課 総務企画課
実費弁償 (国民保護法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (国民保護法第85条第1項、第2項)	福祉課 健康増進課
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	未来づくり戦略室 福祉課 健康増進課
	医療の実施の要請等によるもの (国民保護法第85条第1項、第2項)	福祉課 健康増進課
不服申立てに関する事 (国民保護法第6条、第175条)		当該課 総務企画課
訴訟に関する事 (国民保護法第6条、第175条)		当該課 総務企画課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存するものとする。

また、国民の権利利益の救済を確実にできるよう、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行うものとする。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合や国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制について定めるものとする。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保及び連絡先一覧の作成

市は、国、県、他の都道府県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握し、連絡先一覧を作成・更新するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

(3) 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化等を図るものとする。

2 県との連携

(1) 県の連絡先一覧の作成等

市は、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するとともに、定期的に県の連絡先情報の更新を行い、緊密な連携を図るものとする。

(2) 市が行うべき事務の代行の調整

市は、市長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を知事が代わって行う場合に備え、県と必要な調整を図るものとする。

(3) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時に道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図るものとする。

(4) 県との協議

市は、県と連携した対応が行えるよう、市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合を図るものとする。

3 他の市町との連携

(1) 近隣市町との情報共有

市は、市町相互に連携した対応が円滑に行えるよう、平素から、近隣市町と緊密な情報の共有を図るとともに、緊急連絡網の整備・更新を図るものとする。

(2) 相互応援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において市町間で人的及び物的な相互応援ができるよう、市町間の相互応援協定等の締結を推進し、相互応援体制を整備するものとする。

(3) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行い、消防機関相互の連携を図るものとする。

4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備

市は、指定公共機関、指定地方公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、国民保護措置の実施について必要な協力等が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図るものとする。

また、市は、区域内の事業所の国民保護に係る自発的な取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関との連携の下、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図るものとする。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めるものとする。

5 ボランティア団体等に対する支援

市は、国民保護措置の実施に当たり、住民の自発的な協力を得られるよう、広報・啓発や活動支援を行うものとする。

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、県と連携して、自主防災組織等の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮するものとする。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第3 通信の確保

1 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線施設の充実に努めるとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、総合行政ネットワーク（L G W A N）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の操作の習熟を図るなど、通信の確保に努めるものとする。

2 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備や重要通信の確保対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮するものとする。

3 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源や災害時優先電話の確保を図るなど、情報収集及び連絡体制の整備に努めるものとする。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時用として確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

非常通信体制の確保に当たっての留意事項

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信のための設備や施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による障害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の情報収集体制の整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及びネットワーク間の連携を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置の実施の際に必要な非常通信設備を定期的に点検すること。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害により、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練については、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後には評価を行い、必要な体制等の改善を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分調整を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時優先電話等の効果的な活用を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住民への情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者、及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行いながら、体制を整備すること。

第4 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、県と連携の下、体制整備に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備するものとする。

(2) 情報の共有

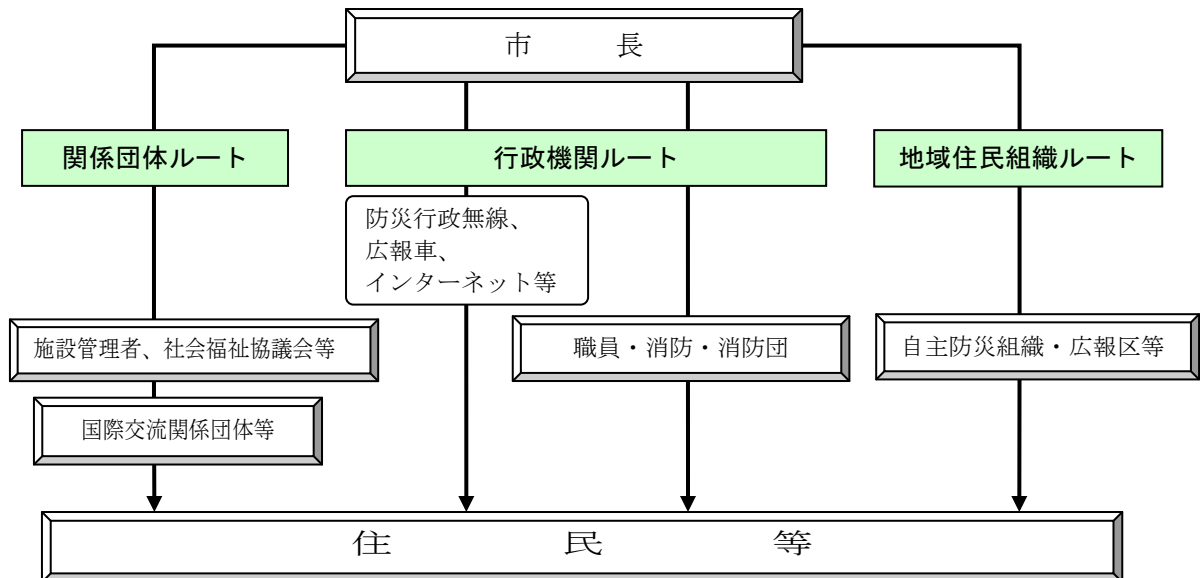
国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めるものとする。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておくものとする。

《市からの警報の伝達・通知先》



(2) 県警察との連携

市長は、武力攻撃事態等において、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、県警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築するものとする。

また、必要に応じて松山海上保安部との協力体制を構築するものとする。

(3) 伝達ルートの確保

市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、広報区、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用で

きるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努めるものとする。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容通知を受けたときに、県との協議に基づく役割分担の下に警報の伝達を行うこととなる、市域に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておくものとする。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進するものとする。

(6) 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市長は、国民保護に係る住民へのサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレン音について」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）について、国及び県と連携の下、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るものとする。

イ 伝達体制等の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市長は、住民に対し、その旨を、あらかじめ周知するものとする。

(7) 避難行動要支援者への伝達

市長は、避難行動要支援者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における避難行動要支援者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努めるものとする。

(8) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達に当たっては、防災行政無線、広報車、いよし安全・安心メール等現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、ソーシャルメディアをはじめとする新たな伝達手段について検討するものとする。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等に

おける安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。

なお、市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式とする。

また、県に報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書（資料2-2）とする。

安否情報として収集・報告すべき情報

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の住所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所⑰ 連絡先その他必要情報⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

また、安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行うものとする。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

資料2-2：安否情報報告書（安否情報省令に規定する様式第3号）

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集、整理及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

資料2-3：被災情報の報告様式

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努めるものとする。

第5 医療救護体制の整備

武力攻撃災害時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBC攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求されるため、市は、県、医療機関、消防機関等の関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の整備に努めるものとする。

1 初期医療体制の整備

市は、県との連携の下、医師会等と協議して、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ策定するものとする。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があるため、防護服等資機材の整備に努めるものとする。

2 後方医療体制の整備

市は、救護所や救護班では対応できない重傷者及び中等症者を収容・治療するため、武力攻撃災害時には救急病院等を後方医療機関として位置づけるとともに、県地域防災計画に規定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関と位置づけ、重篤患者の受入体制を整備するものとする。

3 広域的医療体制の整備

市は、「武力攻撃災害」の広域性を考慮し、県との連携の下に、救護班の派遣、患者の受入れ、医薬品等の供給、連絡体制等武力攻撃災害時の市内の医療救護体制を整備するものとする。

4 傷病者搬送体制の整備

市は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、県消防防災ヘリコプター等を活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備するものとする。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における避難・救援・災害への対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めるものとする。

1 研修

(1) 研修の実施

市は、国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、市職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うものとする。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うものとする。

(2) 市職員等の研修機会の確保

市は、消防大学校、市町村職員中央研修所、愛媛県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、市職員の研修機会を確保するものとする。

市職員においては、日常の行政事務を通じ、積極的に国民保護のための施策を推進し、かつ、地域における国民保護に関する備えのための活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修等の手段をもって、知識の高揚を図るものとする。

- ア 国民保護に関する知識
- イ 国民保護計画の内容と市の国民保護措置に関する知識
- ウ 武力攻撃災害の発生時において具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 武力攻撃災害の発生時の動員、配備体制及び任務分担
- オ 家庭及び地域における備え
- カ 国民保護の課題

(3) 外部有識者の活用

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するものとする。

2 訓練

(1) 訓練の実施

市は、国、県や関係機関などと連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安本部、自衛隊等の協力を得るものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練計画を作成する場合は、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、行動及び判断を伴う実践的な計画とするよう留意するものとする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施するものとする。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置・運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

市は、訓練の実施に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させること。
- イ 住民の避難誘導や救援等の訓練に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意すること。
- ウ 訓練実施の際は第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映すること。
- エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努めること。
また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮すること。
- オ 学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導が適切に行えるよう必要な訓練の実施を促すこと。
- カ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意すること。
- キ 本市の気候や地形などの特徴を踏まえた訓練内容とすること。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、知事から避難措置の指示や救援の委任を受けたときは、住民等に対し避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する必要があるため、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備するものとする。

- ア 住宅地図及び市内地区別人口
- イ 避難経路として想定される道路網のリスト
- ウ 避難施設のリスト
- エ 備蓄物資及び調達可能物資のリスト
- オ 生活関連等施設のリスト
- カ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- キ 広報区、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ク 消防機関のリスト
- ケ 避難行動要支援者の避難支援プラン
- コ 輸送力のリスト（保有車両等）
- サ 輸送施設のリスト（港湾、臨時ヘリポート等）

(2) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアル及び県国民保護計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む。）をあらかじめ作成するものとする。

この場合には、避難行動要支援者の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮するものとする。

(3) 近隣市町との連携の確保

市は、市域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、

緊密な連携を確保するものとする。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておくものとする。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認するものとする。

また、市及び市教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認するものとする。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、関係医療機関及び救護班のリスト、備蓄物資のリスト、火葬場のリスト等の基本的資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保するものとする。

(2) 県との調整

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けて救援を実施する場合をかんがみて、県との役割分担等について、あらかじめ調整を行い、調整の結果、市長が行うこととされた救援の実施に関する事務については、円滑に実施できるよう、救援に関する必要な事項を定めておくものとする。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民避難及び緊急物資の輸送に関する体制を整備するとともに、県と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握及び共有並びに避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めるものとする。

(2) 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等における避難住民の輸送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、県警察及び道路管理者と協議しておくものとする。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、県及び近隣市町と協議しておくものとする。

4 避難施設の指定等

(1) 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、避難施設リスト等必要な情報を提供するなど県に協力するものとする。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、関係機関と共有するものとする。

資料2-9 避難施設一覧表

(2) 住民への周知

市は、県と連携の下、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を県警察、消防等の協力を得ながら、住民に周知するものとする。

(3) 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難行動要支援者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努めるものとする。

第3章 避難行動要支援者の避難行動支援に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、伊予市避難行動要支援者支援計画（以下「要支援者支援計画」という。）に基づき、地域支援者や防災関係組織との連携・協力により、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努めるものとする。

1 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、要支援者支援計画に基づき、地域支援者の協力を得て、要支援者の避難支援に関する情報を収集し、その把握に努めるものとする。

2 緊急連絡や避難のための体制整備

市は、要支援者に対する防災意識の向上のため積極的な避難行動要支援者登録の推進を図り、要支援者への避難情報の提供や避難誘導などを行う地域支援者による支援が円滑に行われるよう、地域における避難支援体制づくりを支援・推進するものとする。

3 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様にあわせた啓発を図るものとする。

4 避難行動要支援者の避難誘導

(1) 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

ア 市長は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、施設職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

併せて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整するものとする。

イ 重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段及び搬送先を、あらかじめ医療機関や社会福祉施設等

関係機関と調整するものとする。

(2) 在宅者

市は、日頃から、避難行動要支援者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討するものとする。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、地域支援者の協力を得て、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに努めるものとする。

第4章 生活関連等施設の把握等

市は、自らが管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講じる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定めるものとする。

1 生活関連施設の把握等

(1) 生活関連施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や県を通じて提供される情報等に基づいて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

施設の種類及び所管省庁及び県、市担当部局表

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局	市担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	—
	3号	取水施設、貯水施設、 浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	水道課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	土木管理課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	—	—
	9号	ダム	国土交通省	土木部 公営企業管理局	—
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	伊予消防等事務組合 消防本部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	—
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	—
	4号	高压ガス	経済産業省	県民環境部	—
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力 規制委員会	—	—
	6号	核原料物質	原子力 規制委員会	—	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力 規制委員会	—	—
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	—
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務 大臣）	保健福祉部	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—	—

(2) 生活関連施設情報の整備

市は、上記(1)で掲げる市内に所在する生活関連等施設について、以下に掲げる項目について整理し、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるものとする。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模

2 生活関連施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について(平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)」に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第5章 物資及び資材の備蓄・整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定めるものとする。

1 市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行うものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。このため、市は、国の整備状況や県地域防災計画原子力災害対策編に基づき整備している原子力防災活動資機材の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応するものとする。

2 県・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、県及び近隣市町と連携し、他の自治体からの避難住民の受入れも想定した、物資・資材の備蓄・調達に努めるものとする。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力の下、事態発生時には、優先的に調達することができるよう努めるものとする。

3 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検するものとする。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既

存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めるものとする。

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県並びに報道機関等と連携して、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講座等を実施するものとする。その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等の避難行動要支援者が自らの対応能力を高められるよう、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発に配慮するものとする。

また、防災の取り組みを含め、功労のあった住民等の表彰などにより、国民保護に関する住民への意識の浸透を図るものとする。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発と併せて、地域に密着している消防団、自主防災組織等の特性も活かしながら地域住民への啓発を行うものとする。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、文部科学省及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保や災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育に加え、自他の生命を尊重する精神やボランティア精神等の醸成のための教育を行うものとする。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、住民に対し武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等への通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等により周知を図るものとする。

また、住民に対し、弾道ミサイルの飛来の場合やテロが発生した場合にとるべき対処に

についても、国が作成する各種資料を活用しながら、周知に努めるものとする。

(2) 自動車運転者のとるべき措置の措置の周知徹底

市は、県警察と連携の下、武力攻撃事態等において自動車運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底するものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	
	第4章 市の地域特性等	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置	56
	第2章 市対策本部の設置等	61
	第3章 関係機関相互の連携	72
	第4章 警報、避難の指示等	77
	第5章 救援	93
	第6章 安否情報の収集及び提供	103
	第7章 武力攻撃災害への対処	107
	第8章 被災情報の収集及び報告	123
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	125
	第10章 国民生活の安定に関する措置	130
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	131
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急処理事態への対処	第1章 対象とする緊急処理事態及びその対処	

第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置

死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民（市民以外で市に在る者を含む。以下同様とする。）の生命、身体及び財産を保護するために、現場において初動的な被害への対処を行う必要がある。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定めるものとする。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 市の実施体制

武力攻撃事態等における市の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は緊急事態連絡室を必要な期間設置するものとする。

(2) 担当課体制

ア 担当課体制における初動措置

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、国民保護担当部課長は、直ちに市長へ報告し、指示を受けるとともに、速やかに、県及び県警察に連絡を行い、事案の状況に応じて必要な担当課体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行うものとする。

イ 担当課体制会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、国民保護担当部課長は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行うものとする。

また、国（消防庁）、県、他市町、指定公共機関、指定地方公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請するものとする。

ウ 担当課体制の組織

担当課体制は、国民保護担当部課長を中心に、事案の状況に応じた関係部課長で構成するなどして、組織するものとする。

エ 担当課体制の所掌事務

- (ア) 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。
- (イ) 消防、警察、県、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) 職員の配備体制に関すること。
- (エ) 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- (オ) 市対策本部の設置に関すること。
- (カ) 市対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

(3) 緊急事態連絡室体制

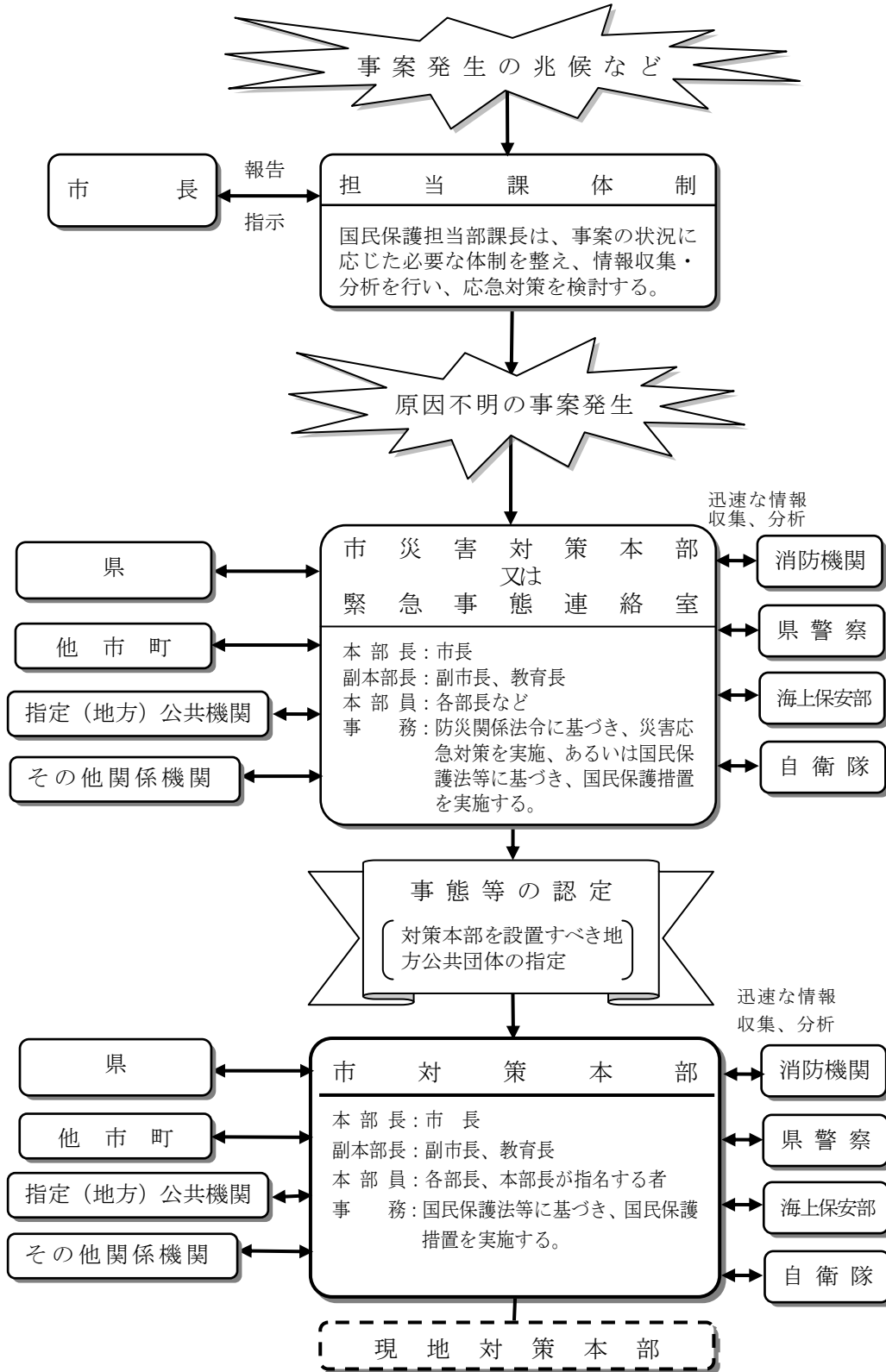
ア 緊急事態連絡室等の設置

武力攻撃事態等である可能性のある事案（以下「事案」という。）が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、緊急事態連絡室を設置するなど、関係機関との調整等に基づき、消防法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施するものとする。

なお、原因不明の事案が発生し、その態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合には、伊予市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施するものとする。

緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成するものとする。

《原因不明の事案が発生した場合》



イ 緊急事態連絡室における初動措置

(ア) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置を行うものとする。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

さらに、市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

(イ) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対して支援を要請するものとする。

2 市対策本部への移行に要する調整

ア 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、市に対して国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、緊急事態連絡室を廃止し、直ちに市対策本部を設置するものとする。

イ 市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合

多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、警戒体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図るものとする。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めるものとする。

1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由して国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置するものとする。

(1) 対策本部の設置手順等

ア 対策本部員の参集

国民保護担当部課長は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡するものとする。

イ 職員の配備

本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、市地域防災計画の配備体制を準用し、職員の安全確保に配慮した上で、職員の配備を行うものとする。

資料3-1 伊予市国民保護対策本部及び伊予市緊急対処事態対策本部条例

ウ 市対策本部の開設

(ア) 国民保護担当部課長は、本庁舎3階第1委員会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。

この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認するものとする。

(イ) 本部長（市長）は、市対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、県に対しても、連絡するものとする。

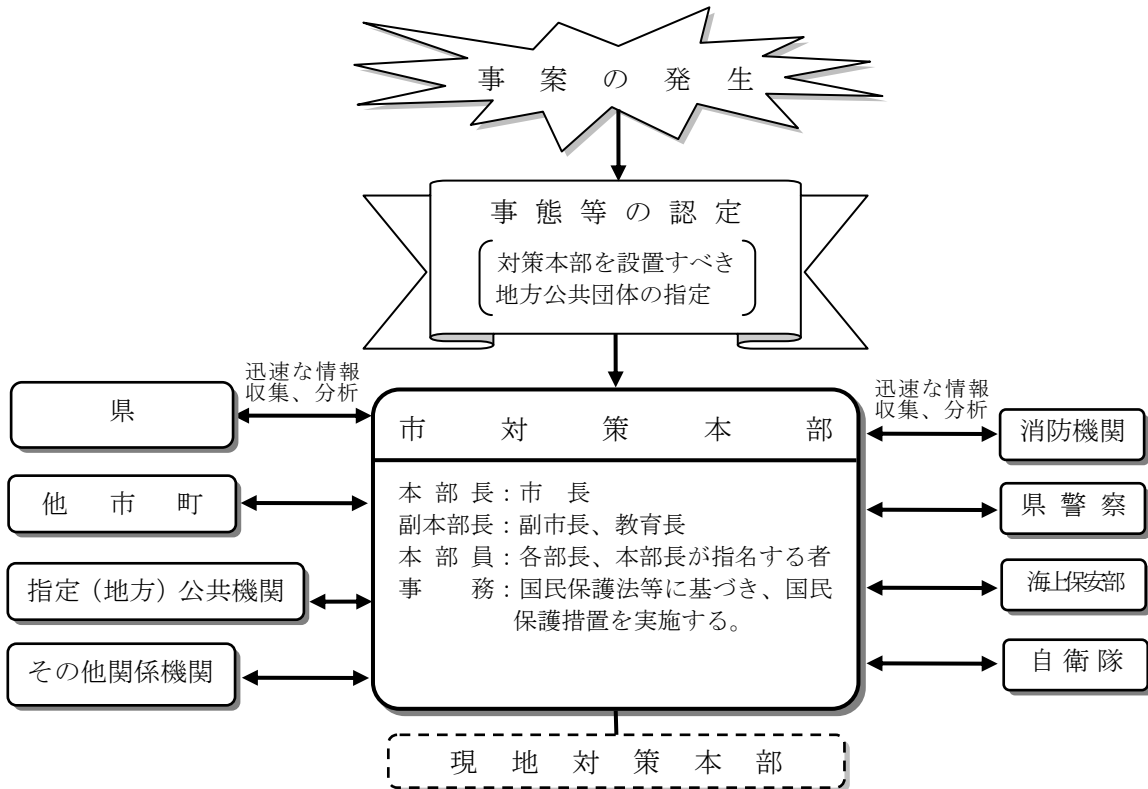
(ウ) 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電・仮眠設備の確保等に努めるものとする。

エ 市対策本部の予備開設施設の確保

市は、庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、消防本部庁舎を代替場所として対策本部を開設するものとする。

また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を開設できない場合には、知事及び避難先の市町長と市対策本部の開設場所について協議を行うものとする。

《市対策本部開設の流れ》



(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとする。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

ア 市対策本部の組織

市対策本部の組織は、市地域防災計画における市災害対策本部組織を準用するものとする。

イ 市対策本部の所掌事務

- (ア) 国民保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。

- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 他市町との連携に関すること。
- (カ) 現地対策本部の設置に関すること。
- (キ) 県の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 市対策本部会議

市対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（市長）は、副本部長及び本部員を招集して対策本部会議を開催するものとする。

なお、本部長（市長）は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や県、公共機関の職員の出席を求めるものとする。

エ 市対策本部の事務局

本部長（市長）の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置き、事務局は、危機管理課及び総務企画課で編成するものとする。

(4) 対策本部長の権限

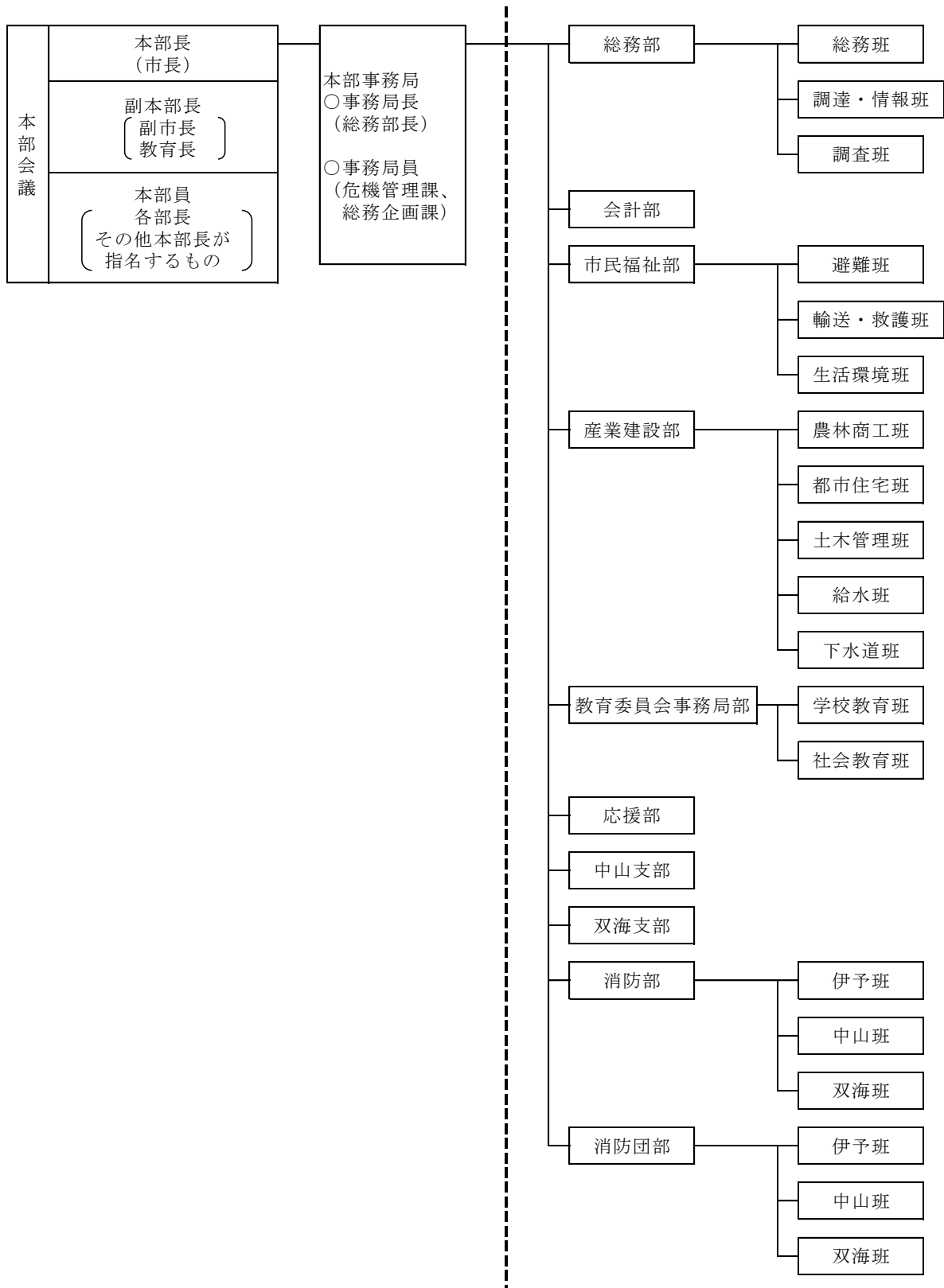
本部長（市長）は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

区 分	権 限 内 容	要 請 先 等
総 合 調 整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、国民保護措置に関する総合調整	・ 関係機関
情報提供の要請	国民保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の要請	・ 県対策本部長
実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る国民保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の要請	・ 関係機関
市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の要請	・ 市教育委員会
県に対する総合調整の要請	県並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請	・ 県対策本部長

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市地域防災計画に準じて、市対策本部における調達・情報班の設置など広報広聴体制を整備するものとする。

《伊予市国民保護対策本部組織》



伊予市国民保護対策本部事務分掌

役職名	充てるべき者
本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部事務局長	総務部長
事務局	危機管理課、総務企画課

部	班	班員	分掌事務
総務部 部長：総務部長	総務班 班長：危機管理課長 副班長：総務企画課長	危機管理課員 総務企画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 各部の総合調整に関する事。 3 県、他市町及び関係各機関等への連絡調整並びに要請に関する事。 4 武力攻撃災害応急対策の立案に関する事。 5 職員の動員及び非常招集に関する事。 6 緊急通報の伝達に関する事。 7 避難実施要領の作成に関する事。 8 警報の伝達・通知、退避の指示、及び避難の指示等に関する事。 9 特殊標章等の交付、許可に関する事。 10 生活関連等施設の安全確保に関する事。 11 国民保護関係予算に関する事。 12 安否情報、被災情報の収集、報告に関する事。 13 り災証明に関する事。 14 不服申し立て、争訟等の処理の総括に関する事。
	調達・情報班 班長：未来づくり戦略室長 副班長：財務課長 副班長：庁舎建設課長	未来づくり戦略室員 財務課員 庁舎建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材及び物資の調達に関する事。 2 車両の調達に関する事。 3 武力攻撃災害情報の収集、整理及び伝達に関する事。 4 応急公用負担に関する事。 5 災害広報に関する事。 6 支所の応援に関する事。
	調査班 班長：市民税務課長	市民税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般被害の状況調査及び確認に関する事。 2 危険区域の調査に関する事。 3 災害に伴う市税の減免措置に関する事。 4 その他災害予防の調査に関する事。 5 支所の応援に関する事。
会計部 部長：会計管理者		会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う予算経理に関する事。 2 義援金品の出納に関する事。 3 補助、金融に関する事。 4 支所の応援に関する事。

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班	班 員	分 掌 事 務
市民福祉部 部長：市民福祉部長	避難班 班長：福祉課長 副班長：長寿介護課長 副班長：子育て支援課長	福祉課員 長寿介護課員 子育て支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関すること。 2 避難住民の救護に関すること。 3 避難行動要支援者の支援、保護に関すること。 4 救援に関すること。 5 応急救援物資等の配給に関すること。 6 行方不明者及び死体の処理に関すること。 7 ボランティア活動の調整に関すること。 8 原子力災害における広域避難時の避難所開設及び避難住民の救護等避難者支援に関すること。 9 支所の応援に関すること。
	輸送・救護班 班長：健康増進課長 副班長：保険年金課長	健康増進課員 保険年金課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防、災害応急対策等に必要な人員、資機材の輸送に関すること。 2 その他輸送に関すること。 3 救護班の編成に関すること。 4 救護所の開設に関すること。 5 救護用医薬品、原子力災害対応医薬品及び衛生資材の調達配分に関すること。 6 毒物、劇物による災害情報の収集、伝達及び応急措置に関すること。 7 食品の衛生監視に関すること。 8 原子力災害における緊急被ばく医療活動の協力に関すること。 9 原子力災害における安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関すること。 10 死体の検案に関すること。 11 支所の応援に関すること。
	生活環境班 班長：環境保全課長	環境保全課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者並びに救助活動等に従事する者への炊出しに関すること。 2 食料の調達あっせんに関すること。 3 被災地における防疫並びに清掃に関すること。 4 避難所等の防疫に関すること。 5 ごみの収集処理に関すること。 6 し尿処理に関すること。 7 原子力災害における環境モニタリングへの協力に関すること。 8 支所の応援に関すること。

部	班	班 員	分 掌 事 務
産業建設部 部長：産業建設部長	農林商工班 班長：農林水産課長 副班長：ブランド推進課長 副班長：経済雇用戦略課長	農林水産課員 ブランド推進課員 経済雇用戦略課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係(施設を含む)、商工業、観光施設等の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 危険物、高圧ガス、火薬類の保安に関すること。 3 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保あっせんに関すること。 4 動物用医薬品に係る毒物、劇物による災害情報の収集、伝達及び応急措置に関すること。 5 畜産伝染病予防対策に関すること。 6 へい死鳥獣の処理に関すること。 7 原子力災害における汚染農林水産物の収穫・採取禁止及び出荷制限措置に関すること。 8 農林水産、商工業関係の融資あっせんに関すること。 9 支所の応援に関すること。
	都市住宅班 班長：都市住宅課長	都市住宅課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路、都市公園等の災害予防、応急復旧及び被災調査に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。 4 住宅建築の融資に関すること。 5 建築技術者の確保に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 支所の応援に関すること。
	土木管理班 班長：土木管理課長	土木管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、急傾斜地、海岸、港湾等の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 土木応急復旧資材の確保に関すること。 3 道路及び交通の確保に関すること。 4 土木技術者及び従事者の確保に関すること。 5 土木被害調査に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 ポンプ場の運転管理に関すること。 8 支所の応援に関すること。
	給水班 班長：水道課長	水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び給水に関すること。 2 給配水管、水源施設等の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 3 有害物質による二次災害未然防止対策に関すること。 4 水道の衛生維持に関すること。 5 原子力災害における汚染水源の給水制限の実施に関すること。 6 支所の応援に関すること。
	下水道班 班長：下水道課長	下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道、都市下水路等の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 支所の応援に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班	班 員	分 掌 事 務
教育委員会 事務局 部長：教育 委員会事務 局長	学校教育班 班長：学校教育課長	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 学校給食保全及び保健衛生に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 被災児童生徒の救護及び避難誘導、支援に関すること。 5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 6 支所の応援に関すること。
	社会教育班 班長：社会教育課長	社会教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 社会教育団体等への奉仕協力要請に関すること。 3 支所の応援に関すること。
応援部 部長：議会 事務局長		議世事務局員 農業委員会事務局員 行政委員事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の応援協力
中山支部 部長：中山地 域事務所長		地域事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の情報収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。 2 応急対策に係る指示・命令に関すること。 3 管内における避難者の収容、把握に関すること。
双海支部 部長：双海地 域事務所長		地域事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 4 救助物資の調達、配分に関すること。 5 避難の指示等に関すること。 6 原子力災害における環境モニタリングに関すること（双海地域事務所）。
消防部 部長：消防署 長	伊予班 班長：消防副署長 中山班 班長：消防署中山出張所長 双海班 班長：消防署双海出張所長	消防署員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の災害防止、応急復旧、被災調査に関すること。 2 緊急必要機材等の確保、補給に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防職員の非常招集に関すること。 5 消防活動に関する指令伝達に関すること。 6 消防応援要請に関すること。 7 各災害現場等の災害情報接受に関すること。 8 水火災予防並びに消防広報に関すること。 9 消防災害原因並びに被災調査報告に関すること。 10 被災者の救助並びに避難者、行方不明者、死体の捜索、収容に関すること。 11 災害現場の活動に関すること。 12 危険箇所の警戒巡視に関すること。 13 被災者に対する避難勧告、指示に関すること。 14 警戒区域の設定に関すること。 15 気象情報の収集伝達並びに気象・水位等観測に関すること。 16 災害通信に関すること。

部	班	班 員	分 掌 事 務
消防団部 部長：消防団 長	伊予班 班長：伊予方面隊長 中山班 班長：中山方面隊長 双海班 班長：双海方面隊長	消防団員	1 消防施設の災害防止、応急復旧、被災調査に関する事 2 緊急必要機材等の確保、補給に関する事 3 消防団員の非常招集に関する事 4 消防活動に関する指令伝達に関する事 5 各災害現場等の災害情報接受に関する事 6 水火災予防並びに消防広報に関する事 7 被災者の救助並びに避難者、行方不明者、死体の捜索、収容に関する事 8 災害現場での活動に関する事 9 危険箇所の警戒巡視に関する事

備考

- 1 各部長は、その所属部員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各部共通事務
 - (1) 各部の所管事項に関する被害状況または災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。
 - (2) 本部事務局との連絡に関する事。
 - (3) 各部の応援協力に関する事。
 - (4) 本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に関する事。

(6) 市現地対策本部等の設置

ア 市現地対策本部の設置

本部長（市長）は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合又は被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であると認めるときは、地域の安全性を確認した上で、原則として事態発生現場に、市現地対策本部を設置するものとする。

現地対策本部長や現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから本部長（市長）が指名する者をもって充てるものとする。

イ 現地調整所の設置

本部長（市長）は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止するものとする。

(8) 合同対策協議会

市長は、政府現地対策本部長により、政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うための要員を直ちに配置するものとする。

また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等に対処するため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携・協力し、国民保護措置を実施することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図るものとする。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図るものとする。

また、運営が効率的であると判断される場合には、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行うものとする。

2 知事、指定行政機関、指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

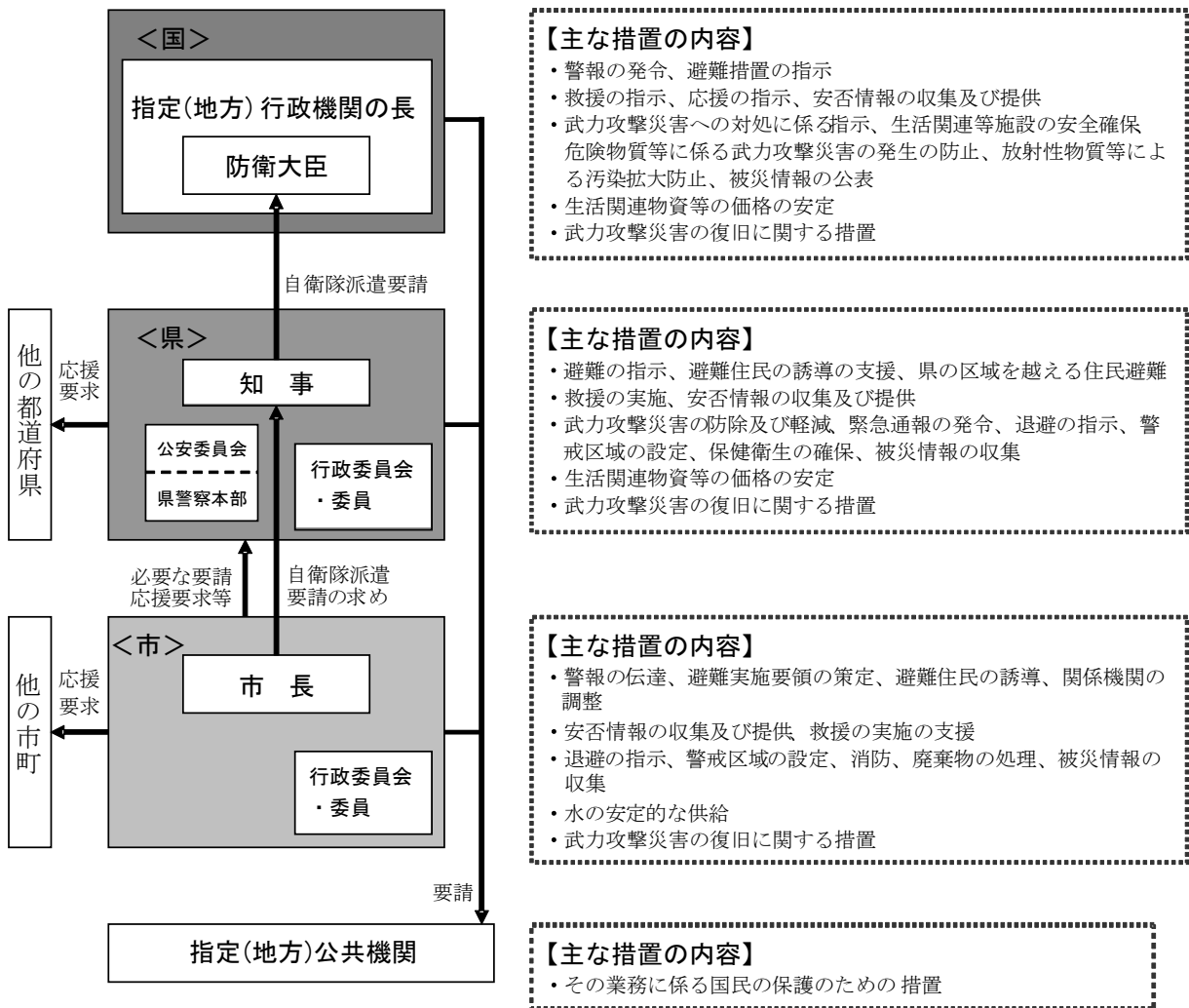
(2) 知事等に対する指定行政機関、指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めるものとする。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

《国民の保護のための措置の実施》



3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求めるものとする。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、市域を担当区域とする自衛隊愛媛地方協力本部長及び市協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡するものとする。

また、市長は、国民保護等派遣を命じられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部において緊密な意思疎通を図るものとする。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町に対する応援の要求

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求めるものとする。

なお、応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定等に基づいて行うものとする。

(2) 県に対する応援の要求

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求めるものとする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出るものとする。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長は、その内容を速やかに議会に報告するものとする。

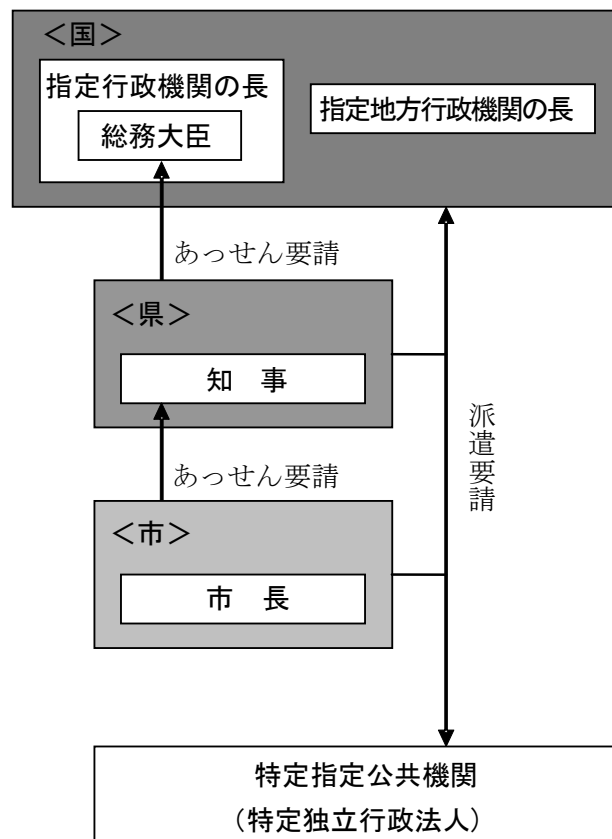
5 指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めるものとする。

市は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行うものとする。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行うものとし、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求めるものとする。

《職員の派遣要請等》



6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市長は、公示を行い、県に届け出るものとする。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関、指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、武力攻撃事態等における自主防災活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえながら、その適否を判断するものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえながら、その適否を判断するものとする。

また、市は、安全が十分確保できると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図るものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県の対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図るものとする。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助の協力を要請するものとする。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

- 避難住民の誘導への協力
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 住民の健康の保持又は環境衛生の確保

第4章 警報、避難の指示等

第1 警報及び緊急通報

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 警報の内容の伝達等

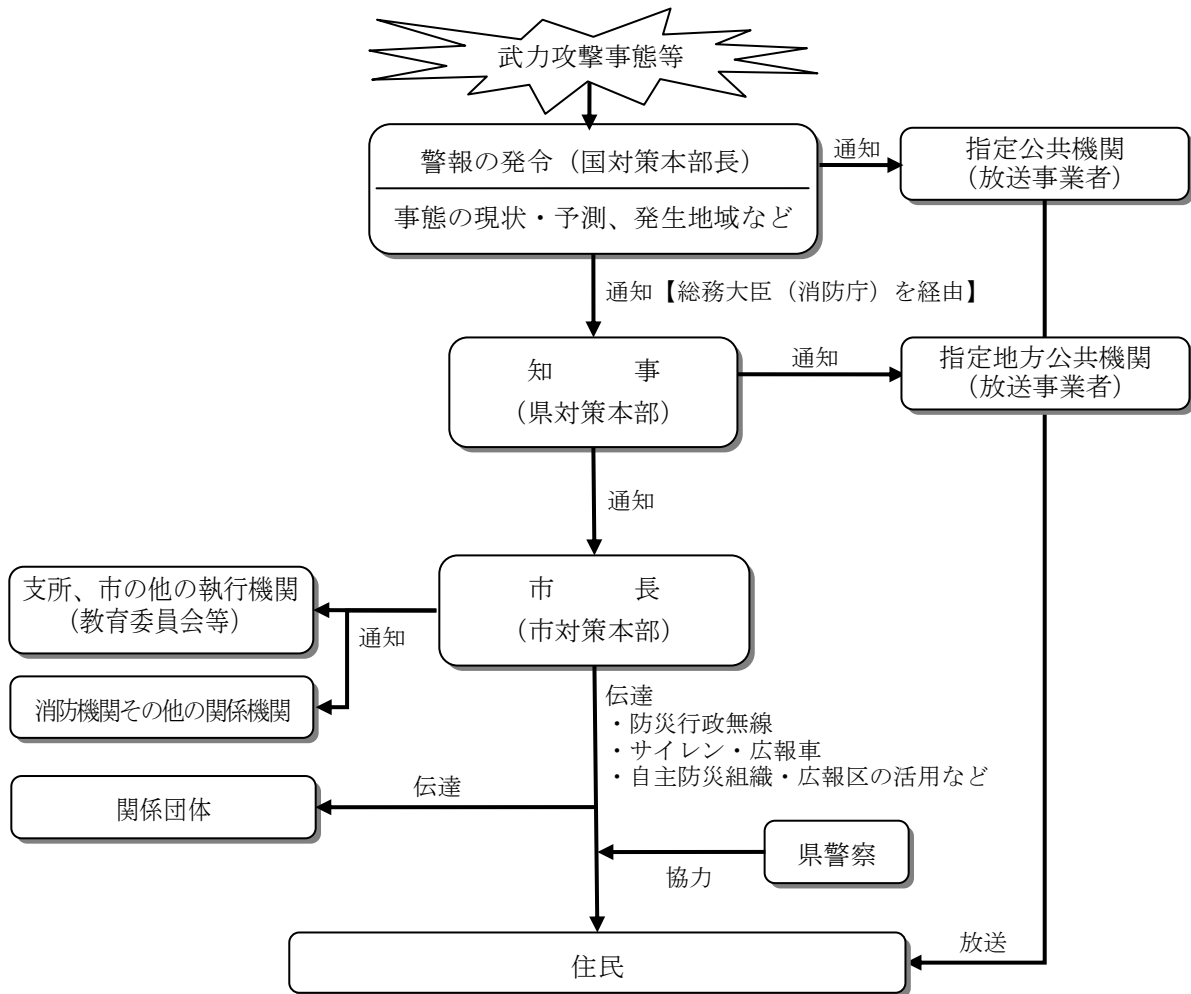
(1) 警報の伝達・通知の流れ

国対策本部長	<p>武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令することとされている。</p> <p>【警報に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等の現状及び予測 ○ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○ その他住民及び関係団体に対し周知させるべき事項
知事	<p>総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県の他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知することとされている。</p>
市長	<p>知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知するものとする。</p>

(2) 警報の内容の通知

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに、その内容を住民及び関係団体（消防団、広報区、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、病院、学校、大規模集客施設等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）その他の関係機関（医療施設、保育所等）に通知するものとする。

《警報の伝達・通知》



(3) 伝達・通知方法

ア 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、いよし安全・安心メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知するとともに、市のホームページに警報の内容を掲載するものとする。

イ 市長は、市職員及び消防団長を指揮し、消防署長の協力あるいは自主防災組織や広報区等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。この場合において、伊予消防署は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、広報区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮するものとする。

ウ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警

報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、県に対して県消防防災ヘリコプターを使用した警報の実施を要請するものとする。

エ 警報の内容の伝達は、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として、以下の要領により行う。

(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知するものとする。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知するものとする。

(4) 避難行動要支援者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達するものとする。

ア 在宅の避難行動要支援者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意した上で、避難行動要支援者避難支援プランを活用するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、広報区等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達するものとする。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議の上、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達するものとする。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達に当たり、外国人にも分かりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努めるものとする。

(5) 警報解除の伝達・通知

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。ただし、伝達に当たり、原則としてサイレンを使用しない。

2 緊急通報の伝達等

(1) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 発見者の通報

武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防職員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないこととされている。

イ 市長への通報

消防職員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。

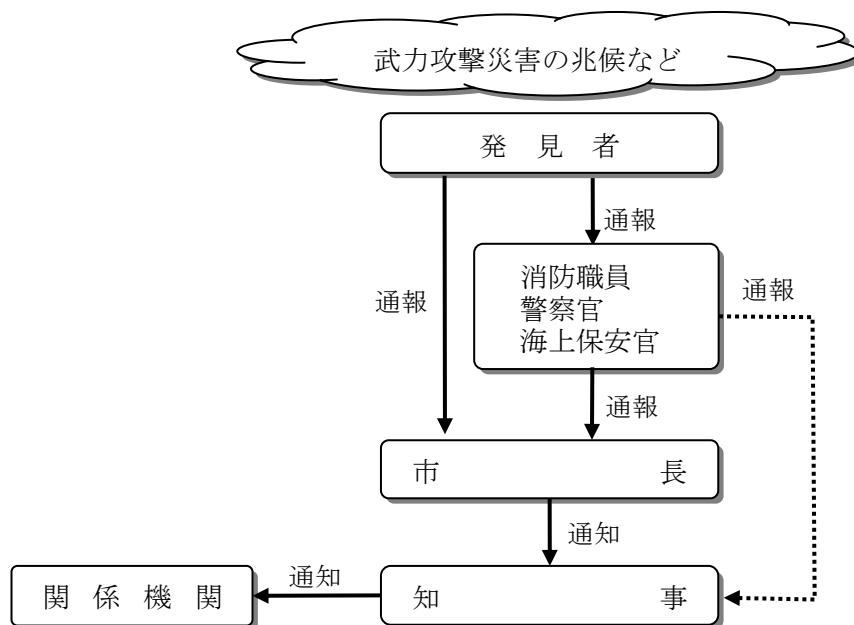
ウ 知事への通知

市長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

エ 近隣市町長への連絡

市長は、武力攻撃災害が近隣市町にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町長に連絡するものとする。

《武力攻撃災害の兆候の通報の流れ》



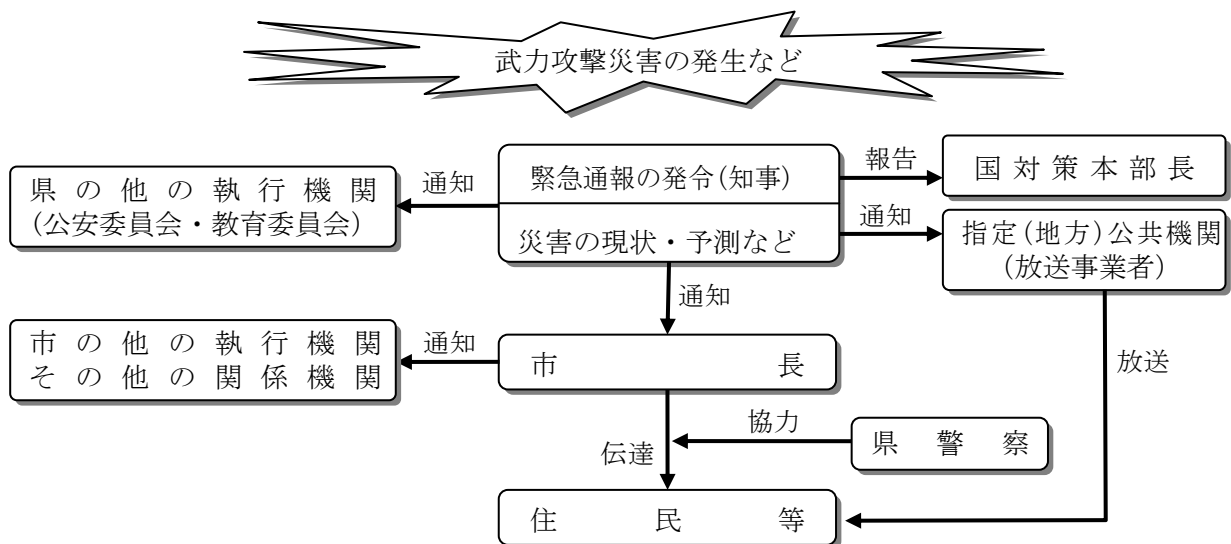
(2) 緊急通報発令の流れ

知 事	<p>1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報を発令することとされている。</p> <p>【緊急通報の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃災害の現状及び予測 ○ その他住民及び関係団体に対し周知させるべき事項 <p>2 緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市長、県の他の執行機関及び関係指定（地方）公共機関に通知することとされている。</p>
市 長	<p>緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知するものとする。</p> <p>なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限度のものとし、明確かつ簡潔なものとする。</p>

(3) 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、原則として警報の場合と同様とする。

《緊急通報の流れ》



第2 避難の指示等

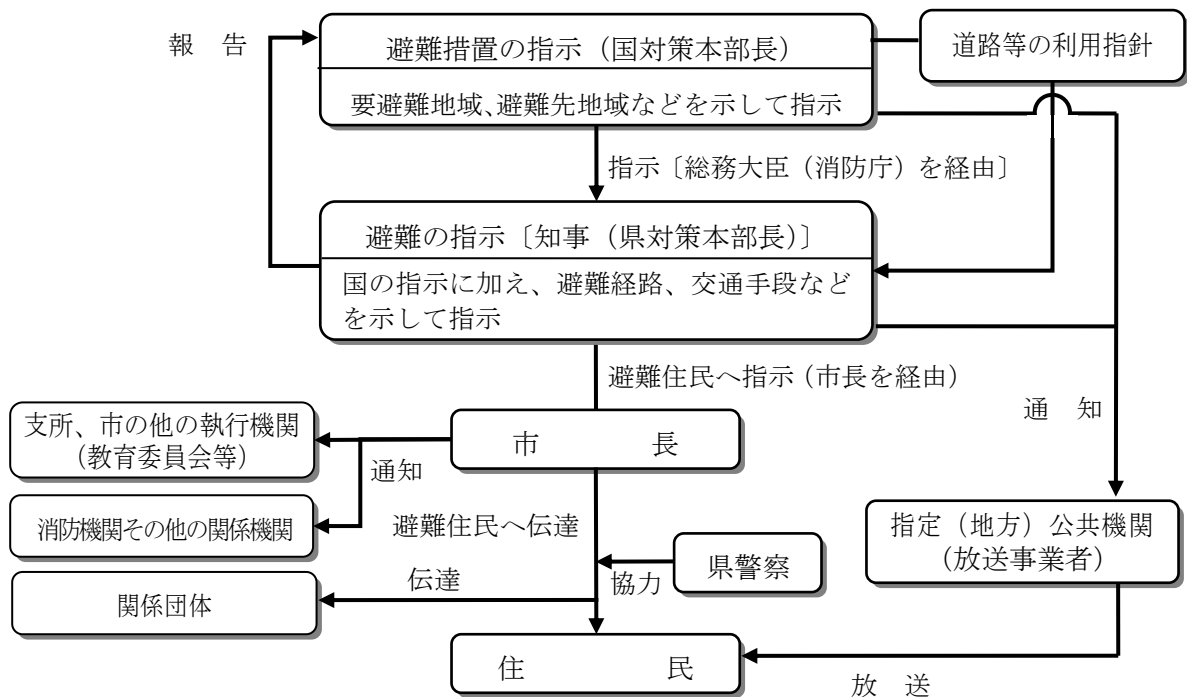
武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、避難に関する措置が極めて重要であるため、避難の指示等について、以下のとおり定めるものとする。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の流れ

国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む。）の知事に対し、直ちに避難措置を指示することとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○ 住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示することとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○ 主要な避難の経路 ○ 避難のための交通手段 ○ その他避難の方法
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係団体へ伝達するものとする。</p>

《避難の指示の通知・伝達》



(2) 避難の指示に伴う措置

- ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係団体へ伝達するものとする。この場合、避難施設等への交通手段は、徒歩又は公共交通機関の利用を原則とするものとする。
- イ 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供するものとする。

2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関（市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成するものとする。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意するものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成するものとする。

また、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに避難実施要領を変更するものとする。

ア 避難実施要領に定める事項

- (ア) 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- (イ) 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- (ウ) 上記のほか、避難の実施に必要な事項

イ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、広報区、広報委員区、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載するものとする。

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載するものとする。

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合の手段を記載するものとする。

(エ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載するものとする。

(イ) 集合に当たっての留意事項

集合後の広報委員区内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載するものとする。

(ロ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載するものとする。

(ハ) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載するものとする。

(ニ) 自主防災組織等の活用

広報区、広報委員区、自主防災組織のほか、消防や自衛隊のOBなどの協力について記載するものとする。

(ホ) 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載するものとする。

(ヘ) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載するものとする。

(ト) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中の住民に対し、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるような支援内容を記載するものとする。

(チ) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導が円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載するものとする。

(リ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載するものとする。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮するものとする。

ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県の対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 避難実施要領の伝達・通知

- ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載、ソーシャルメディア等）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、広報区等の自発的な協力を得て、住民及び関係団体に伝達するものとする。
- イ 市長は、市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防署長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するものとする。
- ウ 市長は、放送事業者に連絡するものとする。

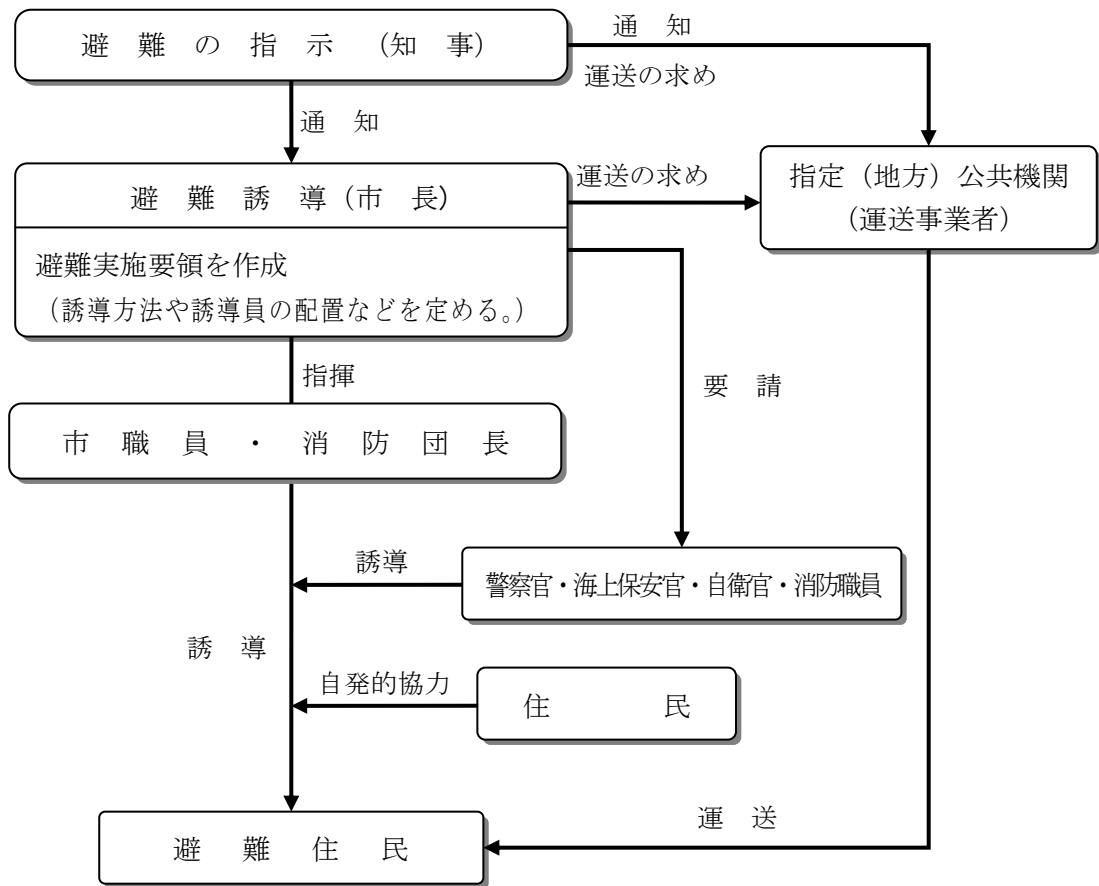
3 避難住民の誘導等

(1) 避難誘導の流れ

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、避難実施要領に定めるところにより、市職員、消防署長、消防団長等を指揮して避難誘導を行うものとする。

なお、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先することとし、広報区や自主防災組織等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努めるものとする。

《避難誘導》



(2) 市職員等による避難誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、あるいは消防署長の指示により、避難住民の誘導を行うものとする。

イ 市長は、安全を十分確認した上で、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市の職員等には、防災服、腕章、旗及び特殊標章等（第3編第12章参照）を携行させるものとする。

ウ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、広報区、学校、事業所等を単位として行うものとする。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

エ 市長は、避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけや戸別訪問等により確認するものとする。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるものとする。

オ 市長は、避難住民の誘導に当たって、必要に応じ、県と連携して、食料、飲料水や医

療の提供などを行うものとする。

カ 市長は、必要に応じて、自主防災組織や広報区等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成するものとする。

(3) 消防機関の活動

ア 伊予消防署は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

イ 消防団は、伊予消防署と連携しつつ、自主防災組織、広報区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行うものとする。

(4) 関係機関等との連携

ア 市長は、市職員、消防職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長、国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難誘導を要請するものとする。

イ 市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町長と次のような調整を行うものとする。

(ア) 避難実施要領を定めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町長の意見を聴くとともに、定めたときは、当該市町長に連絡するものとする。

(イ) 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼するものとする。

(ウ) 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町長等へ提供するものとする。

ウ 市長は、県域を越えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請するものとする。

エ 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者に対し、安全の確保に十分配慮した上で、誘導に必要な援助について、自発的な協力を要請するものとする。

(5) 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の

保護のため緊急の必要がある場合は、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関する必要な措置を講じるよう要請するものとする。

ア 警告及び指示

避難住民を誘導する市職員、警察官、海上保安官、出動等を命じられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下この号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生する恐れがあるときは、必要な警告又は指示を行うものとする。

イ 立入禁止、退去及び物件の除去

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講じることができることとされている。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防職員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講じることができる。

ウ 避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市職員、警察官等は、避難の指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、警告等を発するほか、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとする。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たって、自主防災組織や広報区長等地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請するものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導するものとする。

イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、避難行動要支援者避難支援プラン等を活用し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、広報区等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施するものとする。

ウ 市長は、病院、社会福祉施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施するものとする。

エ 市長は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、県、県警察、海上保安部長及び自衛隊に協力を要請するものとする。

(8) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導

- ア 市長は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しできる場合を除き、事業所、学校単位での避難ができるよう関係者に避難誘導の補助等について協力を要請し、避難誘導を行うものとする。
- イ 市長は、他市町からの通勤・通学者等が速やかに帰宅等できるよう、鉄道等の公共交通機関の運行状況や周辺の道路（歩道）状況に関する情報等を提供するものとする。
- ウ 市の教育委員会は、避難までに時間的余裕がない場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しができない場合においては、教職員が生徒と行動を共にして避難するなど、市長の実施する避難誘導を補助するものとする。
- エ 市長は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の事故防止、住民の不安軽減を図るものとする。

(9) 避難所等における安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなど、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保するものとする。

また、市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力して、住民からの相談に対応するなど、不安の軽減に努めるものとする。

(10) 動物の保護に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努めるものとする。

- ア 危険動物等の逸走対策
- イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めるものとする。

(12) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、住民を避難誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、県と調整の上、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的事項の調整を行うものとする。

なお、市域を越えて避難住民の運送が必要となる場合、又は複数の市町長による運送の求めが競合する場合は、知事が運送の求めを行うこととされている。

(13) 避難住民の復帰のための措置

ア 避難の指示の解除

市長は、避難措置の指示の解除の通知を受けた場合には、その内容を避難住民及び関係団体に伝達するものとする。

なお、避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

イ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じるものとする。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難

市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行うものとする。

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

ア 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、市域外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他県の避難先地域へ避難するものとする。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は他市町・他県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等は他市町・他県にある自宅等へ避難するものとする。ただし、県の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設を確保する観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であるため、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難指示を踏まえ、適切に対応するものとする。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難するものとする。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難するものとする。

エ 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難するものとする。

(2) NBC攻撃における避難

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。

また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するものとする。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難するものとする。

なお、安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町・他県にある避難施設や自宅等へ避難するものとする。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難するものとする。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。

また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難するものとする。

事態類型等と避難の特徴

避難の特徴		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段
武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町・他県)	予測は可能 →時間的な余裕あり	公共交通機関・借上バス
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭)	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	航空攻撃 (通常弾頭)	広い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
緊急対処事態		狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
NBC攻撃	核兵器 (弾道ミサイル(核弾頭) 航空攻撃(核弾頭))	・核爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難後、 (地下施設・コンクリート施設) 遠くへ避難 (他市町・他県) ・放射性降下物の被害を受ける地域 →遠くへ避難 (他市町・他県)	→時間的余裕なし →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス 公共交通機関・借上バス
	生物兵器	→近くへ避難	→時間的余裕なし	徒歩
	化学兵器	(近傍の施設・市内)		公共交通機関・借上バス

第5章 救 援

市は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護する上で、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定めるものとする。

1 救援の実施

(1) 救援の実施主体

国対策本部長	○ 避難先地域を管轄する知事及び武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示することとされている。
知 事	○ 指示を受けた知事は、避難住民及び被災者に対し救援を実施することとされている。 ○ 市長に対し指示を行い、又は市長の補助を得て、救援を実施することとされている。
市 長	○ 知事からの指示を受け救援に関する事務の一部を実施するほか、知事が行う救援を補助するものとする。

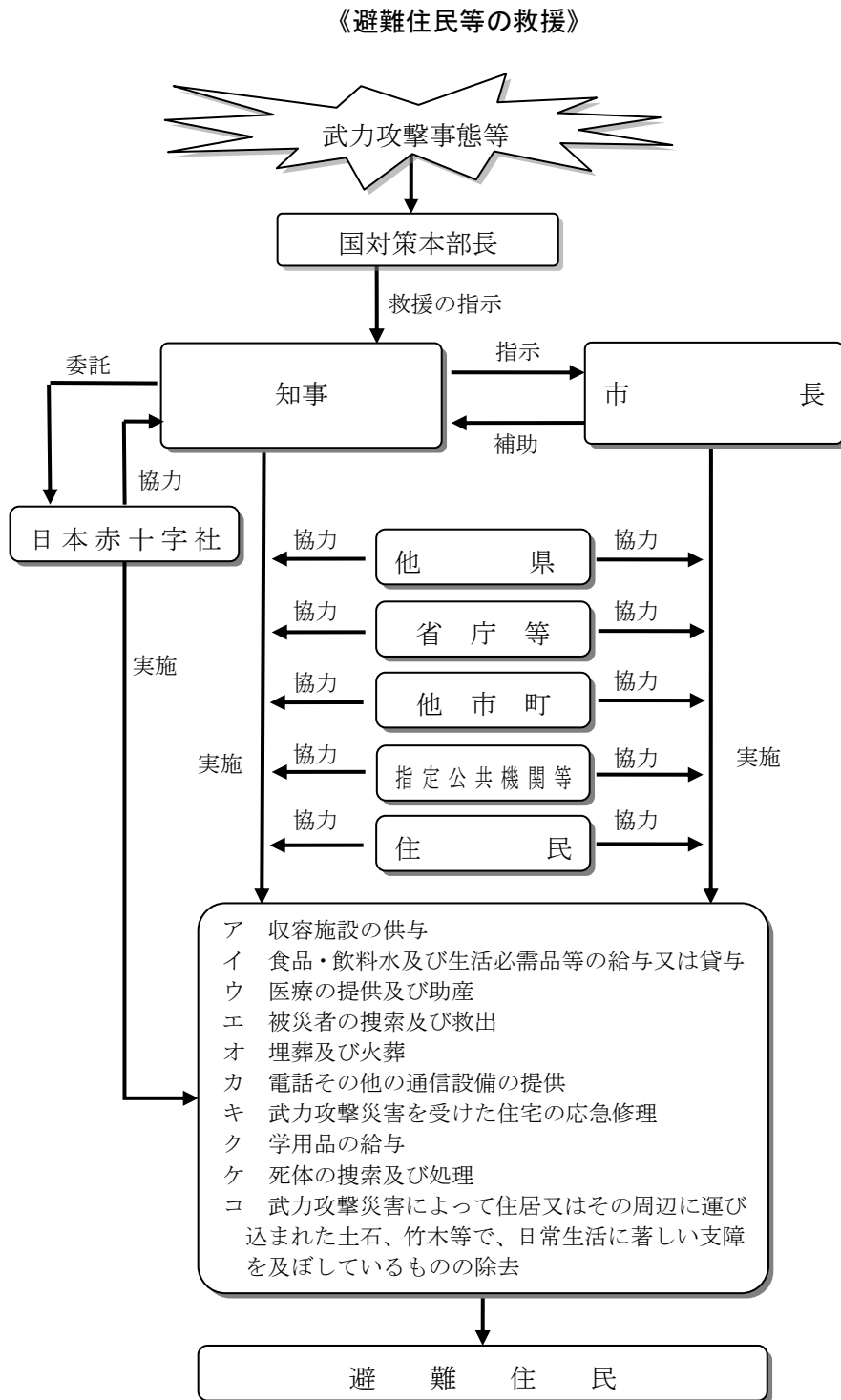
(2) 市長による救援

市長は、あらかじめ県と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行うものとする。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助するものとする。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理

- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去



(2) 関係機関との連携

ア 県との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請するものとする。

イ 他の市町との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、県内の他の市町との調整を行うよう要請するものとする。

ウ 日本赤十字社愛媛県支部との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部と連携しながら、救援の措置を実施するものとする。

エ 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、県と調整の上、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行うものとする。

オ 住民との連携

市長又は市職員は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮した上で、避難住民及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請するものとする。

2 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行うものとする。

また、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請するものとする。

(2) 収容施設の供与

ア 避難所の開設及び管理運営

(ア) 市が避難先地域に指定されたとき、市長は、知事が避難所の開設を円滑に行えるよう、知事からの意見聴取に迅速に対応するものとする。

また、避難所が開設された場合は、知事からの通知を施設管理者等に連絡するものとする。

(イ) 市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、施設管理者等に連絡し、市職員を避難所に派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を管理運営するものとする。その際、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図るものとする。

イ 留意事項

避難所の管理運営に当たっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努めるものとする。

(ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

(イ) 避難施設運営マニュアルに基づく適切な運営

(ウ) 避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮

(エ) 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

(オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

(キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

(ク) 避難所等収容施設提供対象人数及び世帯数の把握

ウ 応急仮設住宅等の確保

市は、避難住民等を収容する期間が長期にわたるときは、必要な戸数を迅速に把握し、県に報告するとともに、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図るものとする。

(3) 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与・貸与

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給及び被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行うものとする。

給与、供給及び貸与に当たっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、他市町、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施するものとする。

また、市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請するものとする。

ア 飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- (イ) 給水車、トラック等による給水の実施
- (ウ) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (エ) 給水用資機材の調達
- (オ) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (カ) 飲料水の水質検査及び消毒
- (キ) パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与及び生活必需品の給与・貸与

市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 避難所ごとの必要量の算定
- (イ) 備蓄物資の給与又は貸与
- (ウ) 協定を締結している物資の調達

(4) 医療救護の提供及び助産

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

実施に当たっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じた上で、医療救護活動の実施を要請するものとする。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、救護所を開設するものとする。

ア 医療情報の収集・提供活動

市は、伊予医師会等の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告するとともに、住民に対し可能な限り情報提供するものとする。

イ 現地医療対策

市は、県及び関係機関等と連携して、適切な現地医療対策を実施するものとする。

(ア) 現地医療の確保

a 医療救護班の編成・派遣

武力攻撃災害発生後直ちに、伊予医師会等の協力を得て、医療救護班を編成・派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

なお、市単独では十分対応できない場合は、原則として、国及び県を通じて日本赤十字社愛媛県支部に医療救護班の派遣要請を行うものとする。

b 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が、所有する緊急車両等を活用し、移動するものとされているが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合、市は、県と連携して搬送手段を確保し、搬送を行うものとする。

c 救護所の設置・運営

市は、伊予医師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、医療救護所を設置し運営するものとする。

なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関に医療救護所を設置するものとする。

d 医療救護班の受入・調整

市は、医療救護班の受入窓口を設置し、県と連携して、伊予医師会等の協力を得て、救護所への配置調整を行うものとする。

(イ) 現地医療活動

a 救護所における現地医療活動

(a) 応急救護所における現場救急活動

武力攻撃災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)により応急救護所で応急処置やトリアージ(治療の優先順位付け)等の現場救急活動を行うこととされている。

なお、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害時において、内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合は、その指導の下に、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施するものとし、生物剤による攻撃や化学剤による攻撃時においては、国からの協力要請に応じ医療救護班を編成し、医療活動の実施をするとともに、生物剤により病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者は、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)を行うこととされている。

る。

(b) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護班が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行うものとする。

b 医療救護班の業務

(a) 傷病者の傷病の程度判定

(b) 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置

(c) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(d) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

(e) 助産活動

(f) 死体の検案

(g) 医療救護活動の記録及び市国民保護対策本部への収容状況等の報告

ウ 後方医療対策

(ア) 後方医療の確保

市は、災害発生直後から急激に増大する要入院患者に対応するため、県から受入病床の情報を確保するものとする。

(イ) 後方医療活動

市は、県及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施するものとする。

a 受入病院の選定と搬送

市は、県から得た医療機関の患者受入情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関と連携して患者を搬送するものとする。

b 患者搬送手段の確保

(a) 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として伊予消防署が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、県と連携して搬送車両を確保するものとする。

(b) 空路搬送

市は、必要に応じ、県に対して搬送用ヘリコプター等の確保を要請するものとする。

(c) 海路搬送

市は、必要に応じ、県に対して船舶の確保を要請するものとする。

エ 医薬品等の確保・供給活動

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資器

材の調達・供給活動を実施するものとする。

なお、不足が生じたときは、県に対して供給の要請を行うものとする。

オ 個別疾病対策

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、専門医療が必要となる疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行うものとする。

(5) 被災者の捜索・救出

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害のため生命又は身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施するものとする。

(6) 埋葬又は火葬

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいらないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行うものとする。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、以下の点に留意しつつ、遺体搬送の手配等を実施するものとする。

ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制

ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

オ 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

(7) 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、以下の点に留意しつつ、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置するものとする。

ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

- イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- エ 聴覚障害者等への対応

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、以下の点に留意しつつ、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行うものとする。

- ア 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）
- イ 応急修理の施工者の把握及び修理のための資材等の供給体制の確保
- ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- エ 応急修理の相談窓口の設置

(9) 学用品の給与

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、県教育委員会等との連携の下、避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（中等教育学校の前期課程（平成18年度4月以降）、特別支援学校の児童又は生徒を含む。）、高等学校等生徒に対して、以下の点に留意しつつ、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与するものとする。

- ア 児童生徒の被災状況の情報収集
- イ 不足する学用品の把握
- ウ 学用品の給与体制の確保

(10) 死体の捜索及び処理

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行うものとする。

- ア 死体の捜索
 - (ア) 県警察、海上保安部等その他関係機関及び地域住民との協力の下に行うものとする。
 - (イ) 捜索において建設重機等が必要となる場合は、関係団体に協力を要請するものとする。
 - (ウ) 地域住民等に、行方不明者についての情報を市に提供するよう広報するものとする。

イ 遺体の検案及び安置

原則として、県警察等が検視（見分）した後の遺体は、以下のとおり処理を実施するものとする。

(ア) 検案は、原則として輸送・救護班及び避難班が行い、状況により、県、日本赤十字社愛媛県支部等に協力要請をするものとする。

(イ) 検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成するものとする。

(ウ) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(エ) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設け、検案を終えた遺体を一時保管するものとする。

(オ) 遺体は、氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡すものとする。

(11) 生活支障物の除去

市は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの資力をもってしても支障物を除去できない場合は、必要に応じて、支障物の除去を行うものとする。

なお、市単独では対応が困難な場合は、県に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行うものとする。

第6章 安否情報の収集及び提供

市は、住民等の安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難施設又は医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（死亡した者を含む。）の安否情報を収集するものとする。

(2) 収集の方法

安否情報の収集は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成することなどにより行うものとする。

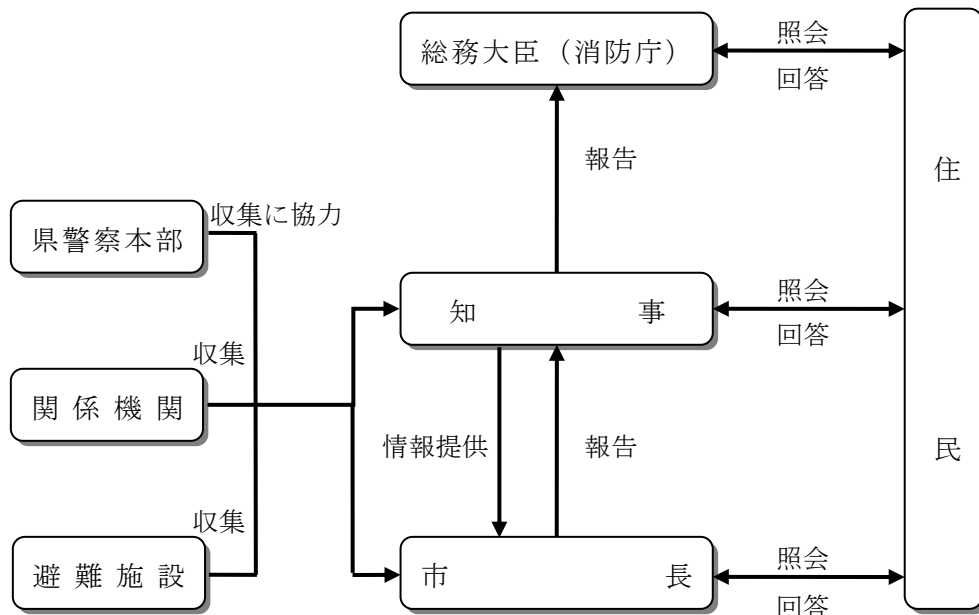
また、消防機関、市が管理する医療機関及び諸学校、指定行政機関等からの情報収集、県警察への照会などによっても行うものとする。

(3) 安否情報収集の協力要請

市は、指定（地方）公共機関及び運送機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請するものとする。

なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

《安否情報の収集・提供》



収集する対象と項目

対象	項 目
避難住民 (負傷した住民も同様)	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表への同意
死亡した住民	(上記①～⑦に加えて) ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

資料3-4 安否情報収集様式

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておくものとする。

(5) 個人情報の保護への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意するものとする。

2 知事に対する安否情報の報告

市は、収集、整理した安否情報を、県に対し、報告するものとする。

報告に当たっては、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、原則として電子メールで送信することにより行うものとする。ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し市職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、口頭、電話又はファクシミリを用いた送信、その他の方法により行うものとする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口を市対策本部に設置するとともに、照会窓口の電話、ファクシミリ番号及びメールアドレスを、住民に周知するものとする。

イ 住民からの安否情報の照会については、安否情報省令に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付けるものとする。

資料3-5 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報の照会があったときは、照会者の本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者の意向に沿って必要と考えられる安否情報項目を回答するものとする。

イ 市は、公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報を、安否情報回答書の様式より回答するものとする。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握するものとする。

資料3-6 安否情報回答書

4 日本赤十字社に対する協力

市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行うものとする。

なお、当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 関係機関の役割

1 国の役割

国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講じるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、武力攻撃災害の発生防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、知事の要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じることとされている。

2 県の役割

県は、県域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じることとされている。

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

3 市・消防の役割

市は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じるものとする。

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に上記要請を行うよう求めるものとする。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

第2 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、他の機関との連携の下、特殊な武力攻撃災害への対応等活動時の安全の確保に留意しながら活動を行う必要があるため、市は、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定めるものとする。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

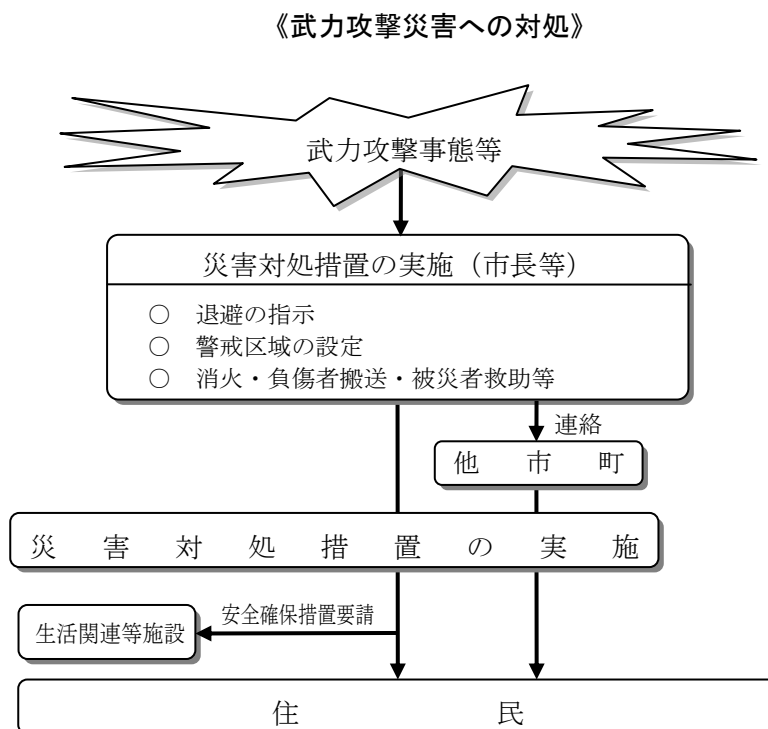
市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じるものとする。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請するものとする。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じるものとする。



2 武力攻撃災害の兆候の通知

弾道ミサイル攻撃や航空攻撃は、その兆候を国が把握し、警報の発令や避難措置の指示等が講じられるが、ゲリラや特殊部隊による攻撃については、事前に特定することが困難であるため、市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防職員等からの当該兆候の通知を受けたときは、適時に、県に報告するものとする。

また、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行うとともに、兆候の性質に応じて、必要な関係機関に通知するものとする（第3編第4章第1の2参照）。

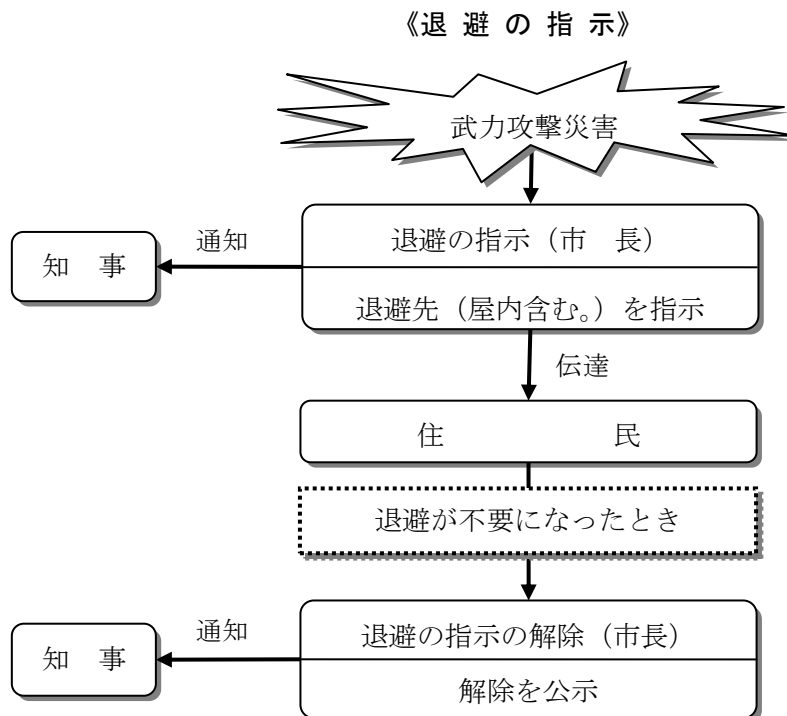
第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を実施するため、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長等は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うものとする。



(2) 退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は 発生するおそれがある場合	武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「特に」必要があると認めるとき。
知事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「緊急の」必要があると認めるとき。
警察官 海上保安官		① 市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき。 ② 市長又は知事から要請があったとき。
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認める場合又は現場にいない場合

(3) 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡するものとする。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行うものとするものとする。

イ 市長は、退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除したときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公示するとともに、知事その他関係機関に通知するものとする。

ウ 市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

エ 市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域の住民に対する退避の指示を要請するものとする。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行うものとする。

(4) 屋内退避の指示

市長は、退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示するものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するより

も、外気から接触が少ない屋内の場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ グリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(5) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、海上保安部などと連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮するものとする。

イ 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行うものとする。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等（第3編第12章参照）を交付し、着用させるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 設定者

設定者	警戒区域を設定する要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特に」必要があると認めるとき。
知事		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき。
警察官 海上保安官		<ul style="list-style-type: none"> ・市長又は知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき。 ・市長又は知事から要請があったとき。
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認める場合又は現場にいない場合

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定するものとする。
- また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行うものとする。
- NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定するものとする。
- イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、又は解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- エ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、又は禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。
- オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行うものとする。

3 応急公用負担等

(1) 市長による事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該施設又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示するものとする。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 他人の土地、建物その他工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等

市及び消防機関は、県、県警察及び海上保安部などと相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分留意した上で、迅速かつ的確に、消火、救助、救急活動を実施するものとする。

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、伊予消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うものとする。

ア 災害発生状況の把握

高所見張り等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努めるものとする。

イ 応急活動

(ア) 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃災害の状況、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施するものとする。
- b 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努めるものとする。

(イ) 救助・救急活動

- a 県警察及び関係機関との密接な連携の下、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施するものとする。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施するものとする。

(3) 相互応援

ア 市長は、市の区域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うものとする。

イ 市長は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請するものとする。

ウ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入に関して必要な事項の調整を行うものとする。

エ 市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行うものとする。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部に応援を要請するものとする。

オ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき、速やかに応援を行うものとする。

また、市域が被災している場合において、市は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町に対して提供するものとする。

(4) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国の現地対策本部及び県の対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行うものとする。

イ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行うものとする。

ウ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、伊予消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動するものとする。

エ 市長又は消防長若しくは水防管理者は、特に現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等（第3編第12章参照）を交付し着用させるものとする。

(5) 住民への協力要請

市長又は消防職員その他の市の職員は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請するものとする。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4 生活関連等施設における災害への対処等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性を考慮し、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないため、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定めるものとする。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 関係機関の役割

<p>内閣総理大臣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることとされている。 ○ この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について必要な指示を行うこととされている。
<p>知事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講じるよう要請することとされている。 ○ 安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請することとされている。
<p>指定(地方)行政機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講じるよう要請することとされている。 ○ 要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に通知することとされている。
<p>生活関連等施設の管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を求めるとされている。
<p>県公安委員会 海上保安部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定することとされている。 ○ 警察官又は海上保安官は、立入制限区域が指定されたときは、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、立入制限、禁止又は退去を命令することとされている。

(2) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で、政令で定めるものをいい、本市に係るものは表に示すとおりである。

- ア 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- イ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

(3) 市等の役割

- ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を県などから収集するものとする。

- イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

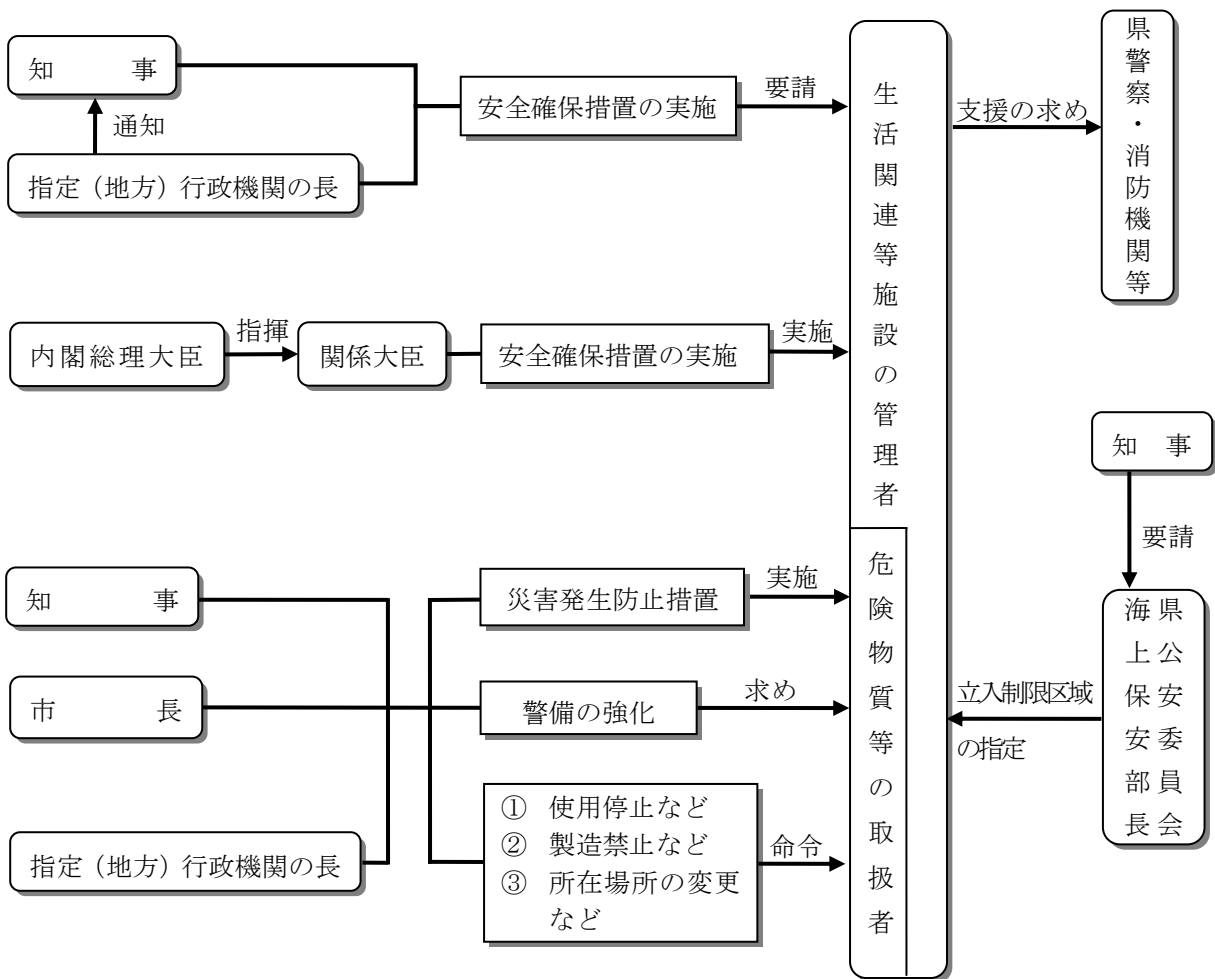
- ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めるものとする。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じるものとする。

《生活関連等施設の安全確保》



2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 実施主体

主体	権限	要件	対象
市長 知事 指定（地方） 行政機関の長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき。	危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者）
	措置の実施命令（措置内容は下記のとおり）	緊急の必要があると認めるとき。	
	管理状況の報告の求め	措置の実施を命じるため必要があると認めるとき。	

(2) 危険物質等に関する措置命令等

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講じるべきことを命じるものとする。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行うものとする。

また、措置を講じるべきことを命じるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

(3) 市長が命じることができる対象物質と措置内容

ア 対象物質

市の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う消防法第2条第7項の危険物（国民保護法施行令第29条）

イ 措置内容

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置1	措置2	措置3
① 危険物 【消防法】	総務大臣 知事 市長	第12条の3	○	○
② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○
③ 火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 県公安委員会	第45条	同左	同左
④ 高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤ 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制委員会	第33条第4項	同左	同左
⑥ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑦ 事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑧ 生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑨ 毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
<p>備考</p> <p>(注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。</p> <p>(注2) ○は、国民保護法第103条第3項の規定によって当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。</p> <p>(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>				

(4) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるものとする。

また、市長は、上記(3)イの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

第5 NBC攻撃災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じることとなるため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じるものとする。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定するものとする。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行うものとする。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じるものとする。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行うものとする。

2 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じるものとする。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給

水の制限等の措置を講じるよう命じるものとする。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告するものとする。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させるものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行うものとする。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力するものとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行うものとする。

3 汚染拡大防止措置の実施

市長又は伊予消防等事務組合長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を使用するものとする。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は伊予消防等事務組合長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

なお、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示するものとするが、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うものとする。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

第8章 被災情報の収集・報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

(1) 被災情報の収集

ア 市長は、電話、防災行政無線等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集するものとする。

イ 市長は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部などとの連絡を密にするものとする。

また、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告

ア 市長は、自ら収集した被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに知事に報告するものとする。

イ 市長は、第一報を知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により知事が指定する時間に報告するものとする。

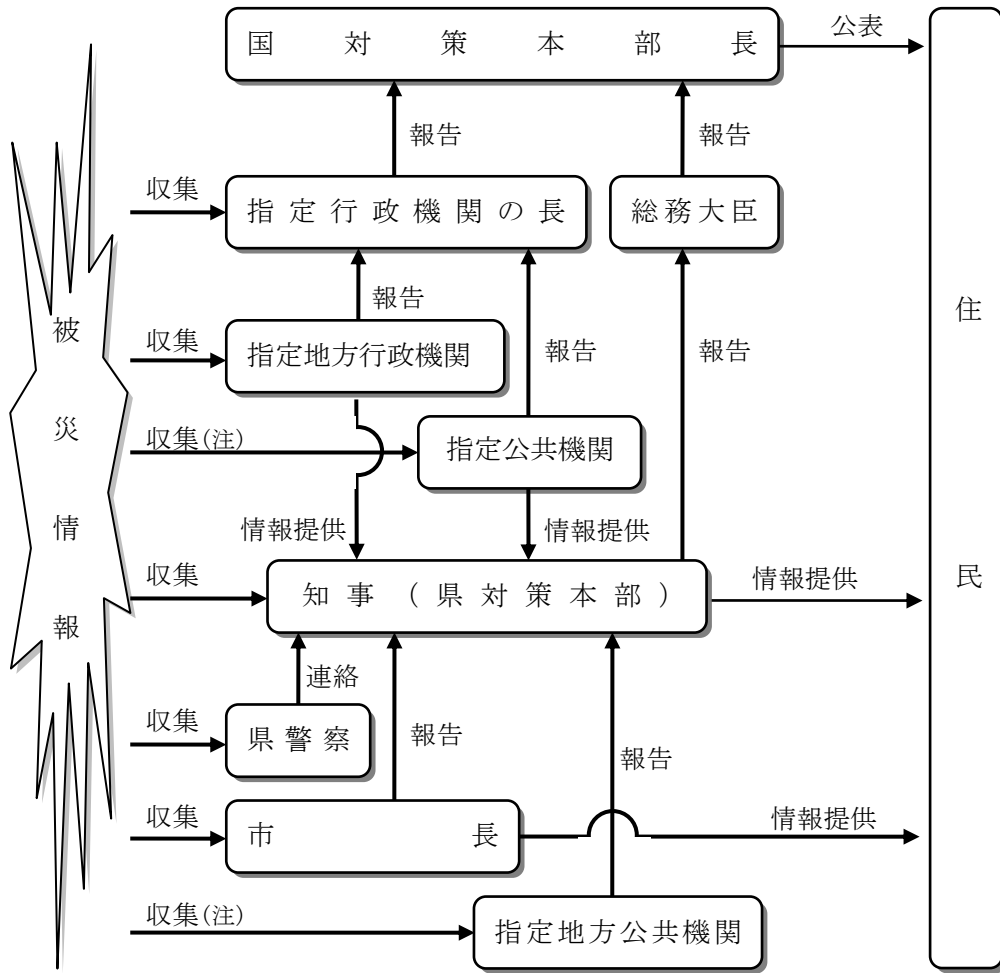
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、知事に報告するものとする。

(3) 公表・情報提供

市は、情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。

また、提供する情報の内容について、県に通知し、情報交換を行うよう努めるものとする。

《被災情報の収集・報告・公表》



(注)：管理する施設・設備及び業務として行う国民保護措置に関する被災情報に限る。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であるため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 保健衛生及び福祉サービスの確保

(1) 保健衛生活動

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施するものとする。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

ア 巡回相談等の実施

- (ア) 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施するものとする。
- (イ) 避難住民等の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行うものとする。
- (ウ) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行うものとする。

イ 心の健康相談等の実施

- (ア) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するものとする。
- (イ) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置するものとする。

(2) 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、予防接種法及び災害防疫実施要綱（厚生労働省）並びに国民保護法第121条の規定による特例に基づき、県と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施するものとする。

ア 県の指導、指示により、次の防疫活動を実施するものとする。

- (ア) 消毒措置の実施（感染症法第27条）

- (イ) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - (ウ) 避難所の防疫指導
 - (エ) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (オ) 衛生教育及び広報活動
- イ 防疫に必要な薬品を調達、確保するものとする。
- ウ 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請するものとする。
- エ その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行うものとする。

【参 考】

類 型	感 染 症 名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスである者に限る。）、痘そう、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症

(3) 食品衛生監視活動

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施するものとする。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民への情報提供を実施するものとする。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備するものとする。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行うものとする。

(5) 福祉サービスの提供

市は、県と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行うものとする。

ア 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、県と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努めるものとする。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努めるものとする。

る。

イ 支援活動

市は、県と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。

ウ 緊急入所等

市は、県と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うものとする。

(6) 応援要請

市は、保健衛生活動、防疫活動、食品衛生監視活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、県及び近隣市町に応援を要請するものとする。

(7) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講じるよう努めるものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、県と連携して、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるものとする。

イ 市は、上記アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講じるべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導するものとする。

ウ 平素から市は、県の協力を得て、既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) し尿処理

ア 初期対応

- (ア) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握するものとする。
- (イ) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握するものとする。
- (ウ) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置するものとする。

イ 処理活動

- (ア) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保するものとする。
- (イ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つものとする。
- (ウ) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請するものとする。

(3) ごみ処理

ア 初期対応

- (ア) 避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるごみの収集処理見込み量を把握するものとする。
- (イ) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握するものとする。

イ 処理活動

- (ア) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行うものとする。
- (イ) 必要に応じて、仮置場及び一時保管場所を設置するものとする。
- (ウ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理するものとする。
- (エ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場及び一時保管場所における衛生状態を保つものとする。
- (オ) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請するものとする。

(4) がれき処理

ア 初期対応

- (ア) がれきの発生量を把握するものとする。
- (イ) がれきの選別、保管、焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

イ 処理活動

- (ア) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬するものとする。
- (イ) がれきの適正な分別、処理及び処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリー

ト等のリサイクルに努めるものとする。

(ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

(エ) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請するものとする。

(5) 応援要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して、他の市町による応援等に係る要請を行うものとする。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めるものとする。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力するものとする。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じるものとする。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置や被害状況に応じた送水停止など、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、県と連携して必要な措置を講じるものとする。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川や道路等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理するものとする。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 内容

(1) 特殊標章

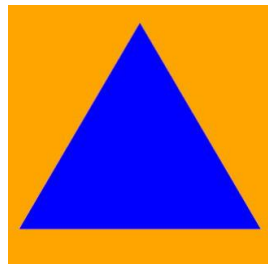
第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）



(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 特殊標章等の交付及び使用

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

ア 市長

- (ア) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 特殊標章等の使用許可

市長及び消防長は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可するものとする。

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と連携しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	
	第4章 市の地域特性等	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報、避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集及び提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	136
	第2章 平素からの備えや予防	138
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	140
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	142
第5編 復旧等	第1章 応急復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 基本的考え方

伊方発電所は、本市からおおむね半径30kmの範囲にあり、同所を標的とした武力攻撃が行われた場合には、本市においても重大な影響が及ぶことが懸念される。伊方発電所に対する攻撃手段としては、第1編第5章に記載しているとおり、弾道ミサイル攻撃や航空機を利用した自爆テロのほかテロ・ゲリラなどによる破壊工作が考えられる。

市は、このような住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重大となる伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対し、特別な注意を払う必要があるため、平素の備えのほか、予防から事後対策までの措置について定めることで、迅速で的確な国民保護措置の実施を確保するものとする。

なお、伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処は、原則として、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき作成された愛媛県地域防災計画原子力災害対策編及び市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講じることとし、その対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 原子力災害対策重点区域

県国民保護計画では、次のとおり、原子力災害対策重点区域が定められており、市は、その区域における所要の措置を実施するものとする。(以下、PAZ及びUPZを含む市町を「重点市町」、それ以外の県内の市町を「その他の市町」という。)

区分	範囲	対象市町
予防的防護措置を準備する区域 「PAZ」 (Precautionary Action Zone)	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設からおおむね半径5km」とする。	伊方町
緊急時防護措置を準備する区域 「UPZ」 (Urgent Protective Action Planning Zone)	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設からおおむね半径30km」とする。	伊予市 伊方町 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町

2 武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方

(1) 住民の生命、身体及び財産の保護

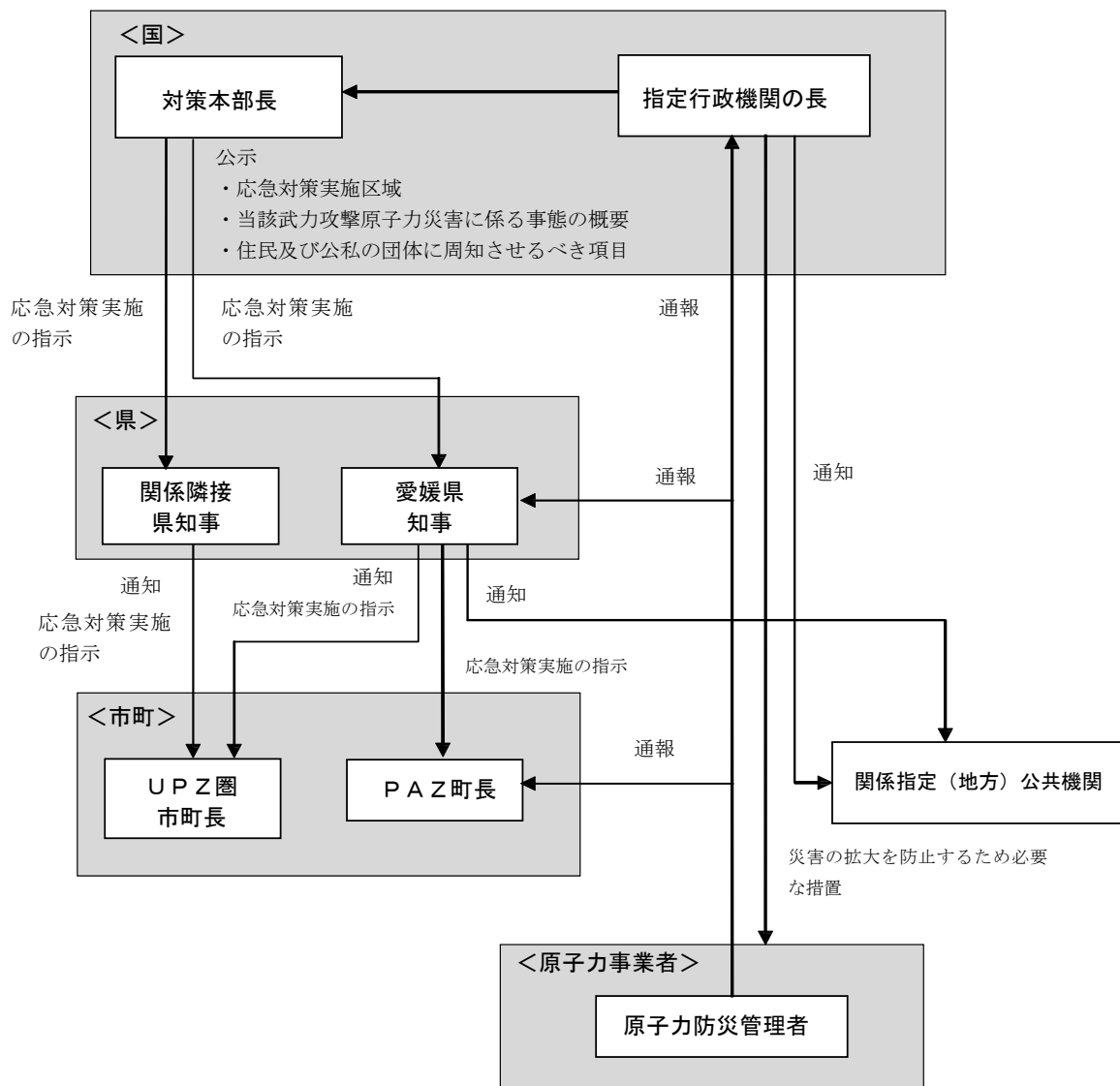
市は、国及び県からの情報に基づき武力攻撃事態等の推移を的確に見極めつつ、重点市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害を最小限にするよう努めるものとする。

また、住民の避難誘導等を的確かつ迅速に実施することにより、武力攻撃原子力災害から住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携

市は、平素から伊方発電所における武力攻撃原子力災害に対し効率的かつ迅速に対応できるように、国、県、他の重点市町、原子力事業者その他防災関係機関等との連携体制を整備し、正確な情報収集及び伝達に努めるものとする。

《武力攻撃原子力災害への対処》



第2章 平素からの備えや予防

市は、武力攻撃原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて、武力攻撃原子力災害に関する施設の整備点検及び国民保護措置に関する物資・資機材の備蓄、整備、点検等について必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

1 愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会への参画

市は、武力攻撃原子力災害の発生時には県、他の重点市町、伊方原子力規制事務所、原子力事業者、自衛隊その他防災関係機関と連携し、一体となって国民保護措置を実施することが必要であるため、愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会において、平素からの関係機関相互の連携に努めるものとする。

2 武力攻撃原子力災害における緊急時モニタリング体制の強化

市は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

また、県、他の重点市町、関係機関及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

3 武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等

市は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民に被ばく患者が発生した場合には、実効的な緊急被ばく医療活動が実施されるよう、国、県、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。

また、武力攻撃原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、県が備蓄する安定ヨウ素剤を住民用に配布する手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる体制づくりを構築するものとする。

4 武力攻撃原子力災害に備えた啓発等

市は、武力攻撃原子力災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、国、県、他の重点市町及び関係機関と協力し、様々な媒体等を活用して予防、又は災害応急措置等の原子力災害に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要員の安全確保に必要な資機材の整備

市は、武力攻撃原子力災害時における応急対策に従事する要員の安全を確保するため、県と協力して放射線防護資機材のほか、武力攻撃原子力災害時における住民避難誘導等に必要な資機材等を整備拡充するものとする。

第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立

伊方発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や武力攻撃原子力災害が発生した場合に、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について、以下のとおり定めるものとする。

1 放射性物質等の放出等の通報等

市長は、伊方発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）から、武力攻撃に伴って、伊方発電所若しくは事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出若しくは放出のおそれに関する通報を受けたとき、又はその旨を知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡するものとする。

2 現地対策本部への派遣

武力攻撃原子力災害の発生に伴い、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等に国の現地対策本部が設置された場合、県、重点市町、指定地方公共機関、原子力事業者等は、国の要請に基づき、国の現地対策本部へ職員を派遣することとされており、市は、国の現地対策本部、県、他の重点市町等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

3 原子炉の運転停止等の要請

(1) 国の命令による停止

原子力事業者は、国において、原子炉の運転を停止すべきとの命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

(2) 原子力事業者自らの判断による停止

原子力事業者は、突発的な危機が発生した場合等特に緊急を要する場合、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、運転マニュアル等に基づいた自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

(3) 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

知事は、武力攻撃に伴い、伊方発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に必要ながあると認められるとき、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、自ら原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講じるよう要請するものとされている。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するよう、要請することを求めるものとする。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講じるよう、要請することを求めるものとする。

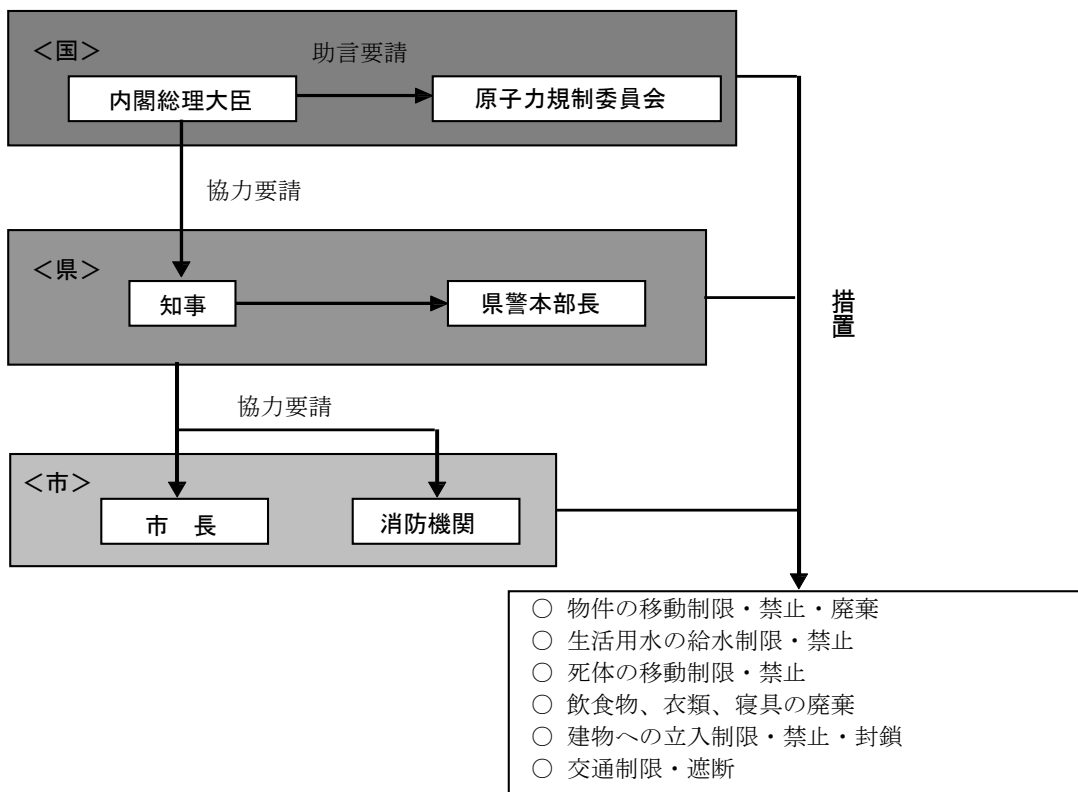
4 武力攻撃原子力災害の公示の通知

市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知するとともに、知事から、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合、関係機関と協力し、応急対策を行うものとする。

第4章 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講じる必要があるため、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

《放射性物質等による汚染の拡大の防止》



1 放射性物質等の放出等に係る応急措置等

(1) 原子力事業者が実施する応急措置

原子力防災管理者は、伊方発電所において、放射性物質等の放出等が発生した場合、直ちに武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行うこととされている。

また、原子力防災管理者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署、（以下、「関係警察署」という。）、重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、

伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、(以下、「関係消防機関」という。)、原子力防災専門官等に応急措置の概要を報告することとされている。

(2) 市、県及び関係機関が実施する応急措置

市、県及び関係機関は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合には、次に掲げる応急措置を実施しなければならない。

- ア 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び避難に関する措置
- イ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集
- ウ 被災者の救難・救助その他保護に関する措置
- エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する措置
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する措置
- カ 緊急輸送の確保に関する措置
- キ 食糧、医療品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置
- ク その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

2 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に市職員を派遣する等、武力攻撃原子力災害合同対策協議会と必要な連携を図り、緊急時モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講じるものとする。

3 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達

市長は、知事から応急対策に関する通知があった場合、速やかに、住民、関係団体及び市の他の執行機関に対し、防災行政無線等により、その内容を通知するものとする。

4 武力攻撃原子力災害発生時の対処

(1) 武力攻撃原子力災害における緊急時モニタリング

市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会と連携し、国及び県が実施する緊急時モニタリングに協力するものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害における住民避難

市は、県、その他重点市町その他関係機関との連携を密にし、市地域防災計画（原子力

災害対策編) に準じて、住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急時モニタリングの結果等の分析内容から、防護措置の実施にかかる指標の数値に達するおそれがあると認めるときには、直ちに、国及び重点市町長と協議して、それぞれに定めるところにより、住民の避難等の準備に着手することとされている。

その場合の防護措置の実施に係る指標については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

イ 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民を避難させるものとする。

ウ 市長は、原子力事業者からの通報内容、緊急時モニタリング結果等を勘案し、事態の状況によって、避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示等の応急措置を講じるものとする。

エ 市は、武力攻撃原子力災害時において、避難行動要支援者及び社会福祉施設等の状況を適切に把握するとともに、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、県及びその他の市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

(3) 武力攻撃原子力災害における被ばく医療

ア 被ばく医療の実施

市は、県の実施する、武力攻撃災害時における汚染・被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）及び一般傷病者に対する検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動に協力するものとする。

なお、緊急被ばく医療体制については、外来（通院）診療を念頭に置いた「初期被ばく医療体制」、入院治療を念頭に置いた「二次被ばく医療体制」、より専門的な入院診療を要する「三次被ばく医療体制」からなるものとされており、それぞれ実施することとされた措置について関係機関と連携し協力を行うものとする。

イ 国及び各関係医療機関への要請等

県は、国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣及び各関係医療機関への専門的診療等が必要とされる重篤な被ばく患者等の受入れについて、要請を行うこととされている。

市は、これらの措置を行うこととされた場合において、関係機関と連携して協力を行うものとする。

ウ 安定ヨウ素剤の配布

市は、国の指示又は指導に基づき、県の緊急被ばく医療本部から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、避難所において住民に安定ヨウ素剤を配布し、心理的動揺、混乱等

を起こさないよう次の事項を徹底し、服用を指示するものとする。

- (ア) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (イ) 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (ウ) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(4) 飲料水・飲食物の摂取制限等

市長は、県対策本部長から、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取及び出荷制限等の指示があった場合、住民及び関係機関に広報を行い、又は必要な措置を直ちに実施するものとする。

また、県を通じて、各放送事業者等の関係機関に対して緊急放送を要請し、住民への周知徹底を行い、被ばくの拡大防止を図るものとする。この場合において、飲料水、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮するものとする。

(5) 要員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等の場で積極的な収集に努めるとともに、当該情報を速やかに提供することなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮するものとする。

5 事後対策の実施

(1) 被災地域における汚染の除去

市は、国の指導・助言の下、県対策本部と協力して、他の重点市町、原子力事業者及び関連機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施するものとする。

(2) 復旧期モニタリングの実施及び結果の公表

市は、国及び県の実施する復旧期モニタリングに協力し、その結果を速やかに公表するものとする。

(3) 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、国、県及び他の重点市町と協力して、武力攻撃原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対して、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るよう努めるものとする。

また、市は、国、県及び他の重点市町とともに、伊方発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(4) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林漁

業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

また、国、県、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

第5編 復旧等

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	
	第4章 市の地域特性等	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報、避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集及び提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急復旧	148
	第2章 武力攻撃災害の復旧	150
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	151
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 応急復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 基本的考え方

(1) 復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

(2) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行うものとする。

(3) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え、代替通信手段の確保等を行うとともに、保守要員により速やかに応急復旧を行うものとする。

また、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を報告するものとする。

(4) 県に対する支援要請

市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、県に対して必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求めるものとする。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、県に報告するとともに、被害の状況に応じて、応急復旧のための措置を講じるものとする。その際には、復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

(2) 公共的施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じるものとする。

3 輸送の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じるものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行う必要があるため、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 国における所要の法制の整備

国は、武力攻撃災害が発生したときは、国民保護法第171条の規定に基づき、財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制を整備するとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けた国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、国が示す方針に従って、県と連携し、市域の復旧を行うものとする。

2 所要の法制が整備されるまでの復旧

(1) 地域、施設又は設備の迅速な復旧

市は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行うものとする。

(2) 当面の復旧の方向の設定

市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。

(3) 当面の復旧の実施

市は、復旧に当たって、その対象となる施設の被害の状況、市及び県が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管するものとする。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生じるべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行うものとする。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行うものとする。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行うものとする。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急対処事態への対処

第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等
	第2章 国民保護措置に関する基本方針
	第3章 関係機関の事務又は業務大綱等
	第4章 市の地域特性等
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え
	第4章 生活関連施設の把握等
	第5章 物資及び資材の備蓄・整備
	第6章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 迅速な初動体制の確立及び初動措置
	第2章 市対策本部の設置等
	第3章 関係機関相互の連携
	第4章 警報、避難の指示等
	第5章 救援
	第6章 安否情報の収集及び提供
	第7章 武力攻撃災害への対処
	第8章 被災情報の収集及び報告
	第9章 保健衛生の確保その他の措置
	第10章 国民生活の安定に関する措置
	第11章 特殊標章等の交付及び管理
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方
	第2章 平素からの備えや予防
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等
第5編 復旧等	第1章 応急復旧
	第2章 武力攻撃災害の復旧
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

第1章 対象とする緊急処理事態への対処

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2に掲げるとおりである。

1 基本的事項

緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の伝達及び通知に関して、特別な対応を行う事項を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。

2 緊急処理事態対策本部

市は、緊急処理事態においては、緊急処理事態対策本部を設置し、緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進するものとする。

3 緊急対処保護措置の実施

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急処理事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急処理事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
対処基本方針	緊急処理事態対処方針

(2) 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

ア 警報の発令範囲

国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を決定し、この地域に対して警報を発令することとされている。

イ 関係機関への警報の発令

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を伝達・通知すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者、対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関等）に対し、警報の内容を伝達・通知するものとする。

ウ 警報の伝達・通知及び解除

緊急対処事態における警報の伝達・通知、解除等については、上記ア及びイによるほか、第3編第4章第1に定める警報に準じて、これを行うものとする。